

三重県 新型コロナウイルス感染症対策 大綱

～第5波の検証と第6波への備え～

令和3年12月22日

新型コロナウイルス感染症対策大綱

(新型コロナウイルス感染症対策をめぐる状況)

令和2年1月末に県内初の新型コロナウイルス感染者が確認されてから1年11か月が経過した。その間、新型コロナウイルス感染症は感染拡大と収束を繰り返し、直近の第5波においては全国的に過去最大の感染拡大となった。本県においても、第5波では爆発的な感染拡大が起り、一時は通常医療にも影響を及ぼしかねない状況にまで陥った。

令和3年11月以降、国内、県内の感染は落ち着いているものの、海外においては感染が拡大している地域もあり、新たな変異株であるオミクロン株が国内でも確認されるなど、懸念される要因は多く、感染再拡大に備える必要がある。

(新型コロナウイルス感染症対策大綱の策定)

刻々と状況が変化する新型コロナウイルス感染症に的確に対応するため、新型コロナウイルス感染症対策大綱を策定し、第6波に向けて万全の準備を整える。

大綱は第1編「レビュー」（2ページ～）と第2編「第6波に向けた対策」（74ページ～）で構成し、第1編「レビュー」では、過去最大の感染拡大となった第5波への対応について振り返り、評価・課題等の洗い出しを行う。第2編「第6波に向けた対策」では、令和3年10月18日に公表した「みえコロナガード（Mie Covid-19 Guard）」における4つの柱（「感染拡大防止アラート等の設定」「検査体制の整備」「ワクチン接種体制の整備」「医療提供体制の整備」）を基に、レビューで得た評価・課題等をふまえ、第6波に向け、早期対策の基準や感染拡大の波を小さく短くするための対策を示す。

三重県 新型コロナウイルス感染症対策大綱 第1編 レビュー ～第5波の振り返りと課題～

2

新型コロナウイルス感染症対策大綱 第1編 レビュー

- 1 第5波における感染者の発生動向 … 4ページ
- 2 第5波における対応と評価、課題 … 16ページ

次の項目について、これまでの対応を振り返り、評価・課題を抽出する。

(1) 予防・医療

- ①保健所・本庁の体制 …… 16ページ
- ②検査体制 …………… 20ページ
- ③ワクチン接種 …………… 26ページ
- ④医療提供体制 …………… 32ページ
- ⑤感染拡大防止対策 …………… 40ページ
- ⑥情報提供 …………… 56ページ

(2) 事業者支援

- ①中小企業全般、飲食店等 … 58ページ
- ②観光事業者 …………… 68ページ

3

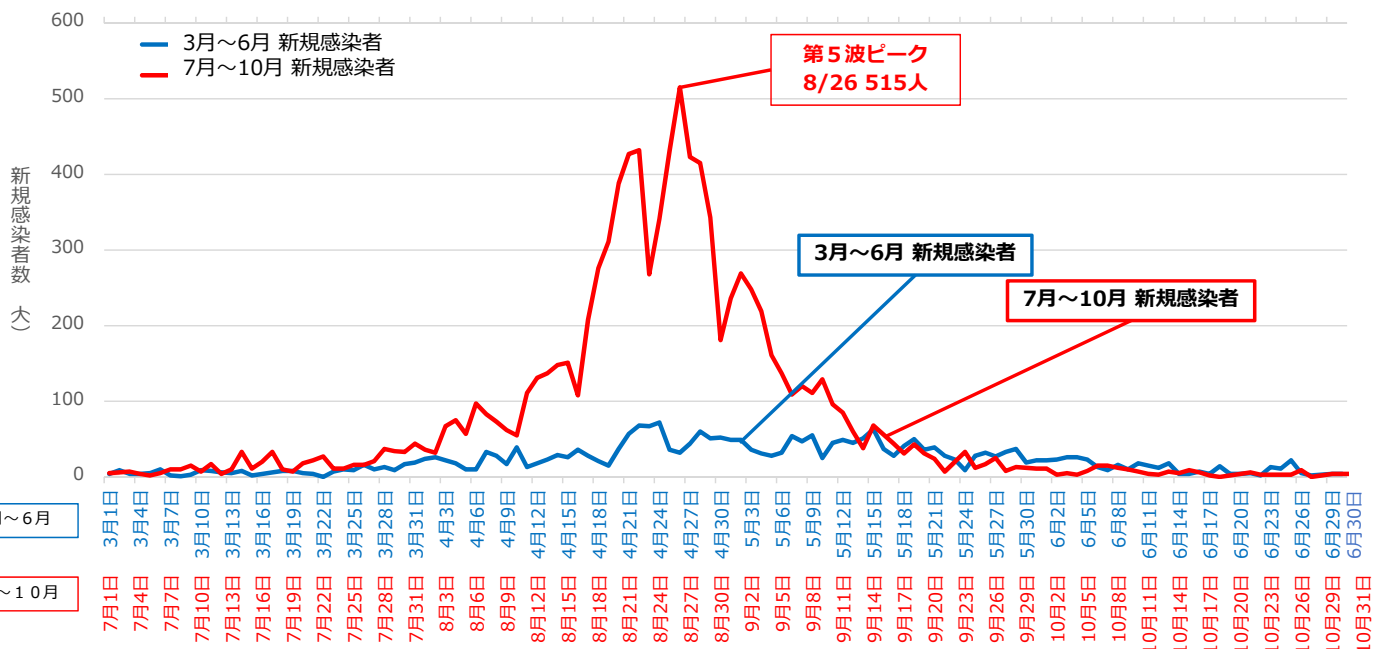
第1編 レビュー

1 第5波における感染者の発生動向

感染者の発生状況

- ◆ 第4波と比べ、累計感染者数は**約6,800人増加**、平均感染者数は**約55人増加**
- ◆ 1日の最大感染者は第4波の**約7倍の515人 (8/26)**

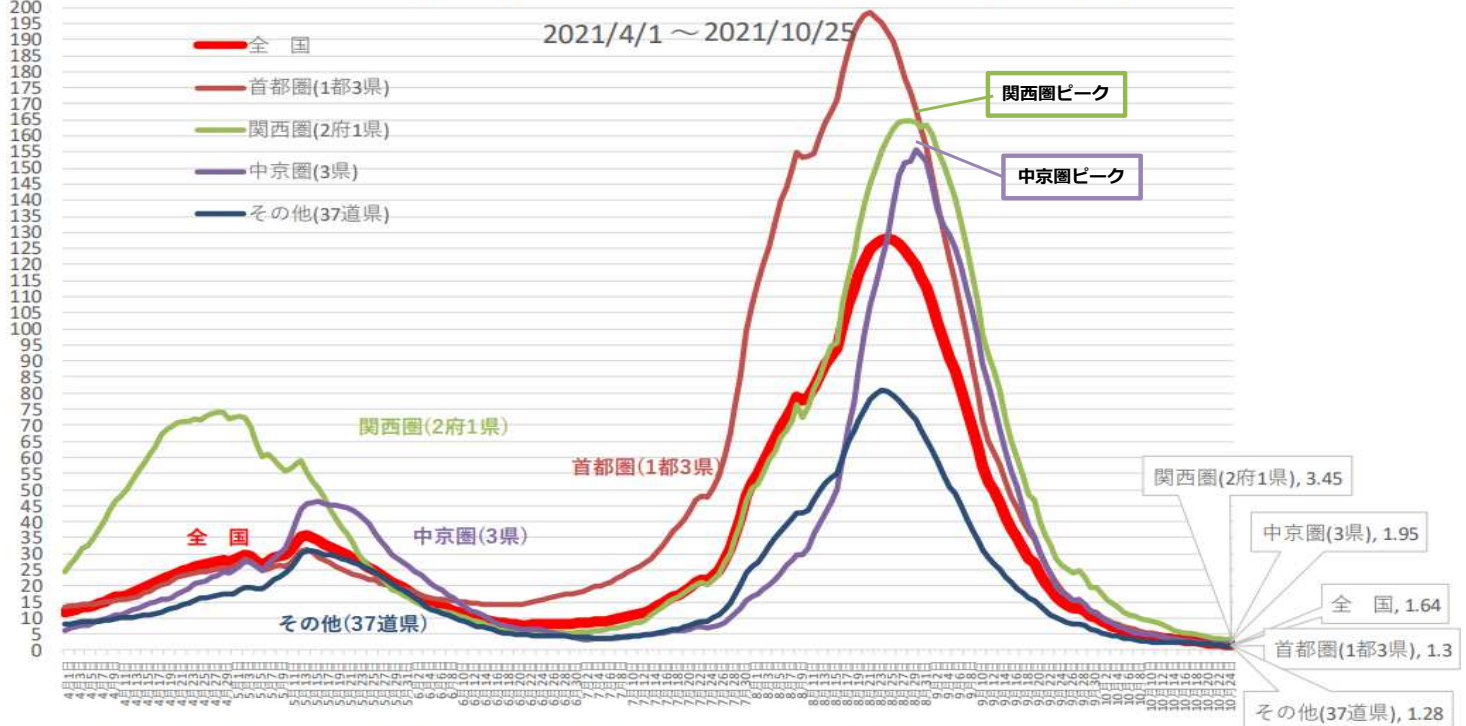
期間	日数	累計	1日平均	最大
3月～6月 ※第4波を含む	122日	2,728人	22.5人	72人 (4/24)
7月～10月 ※第5波を含む	123日	9,533人	77.5人	515人 (8/26)



新規感染者数の推移（圏域比較）

- ◆ 第4波は関西圏のピークが他圏域より早い
- ◆ 第5波では全国的に8月下旬がピーク

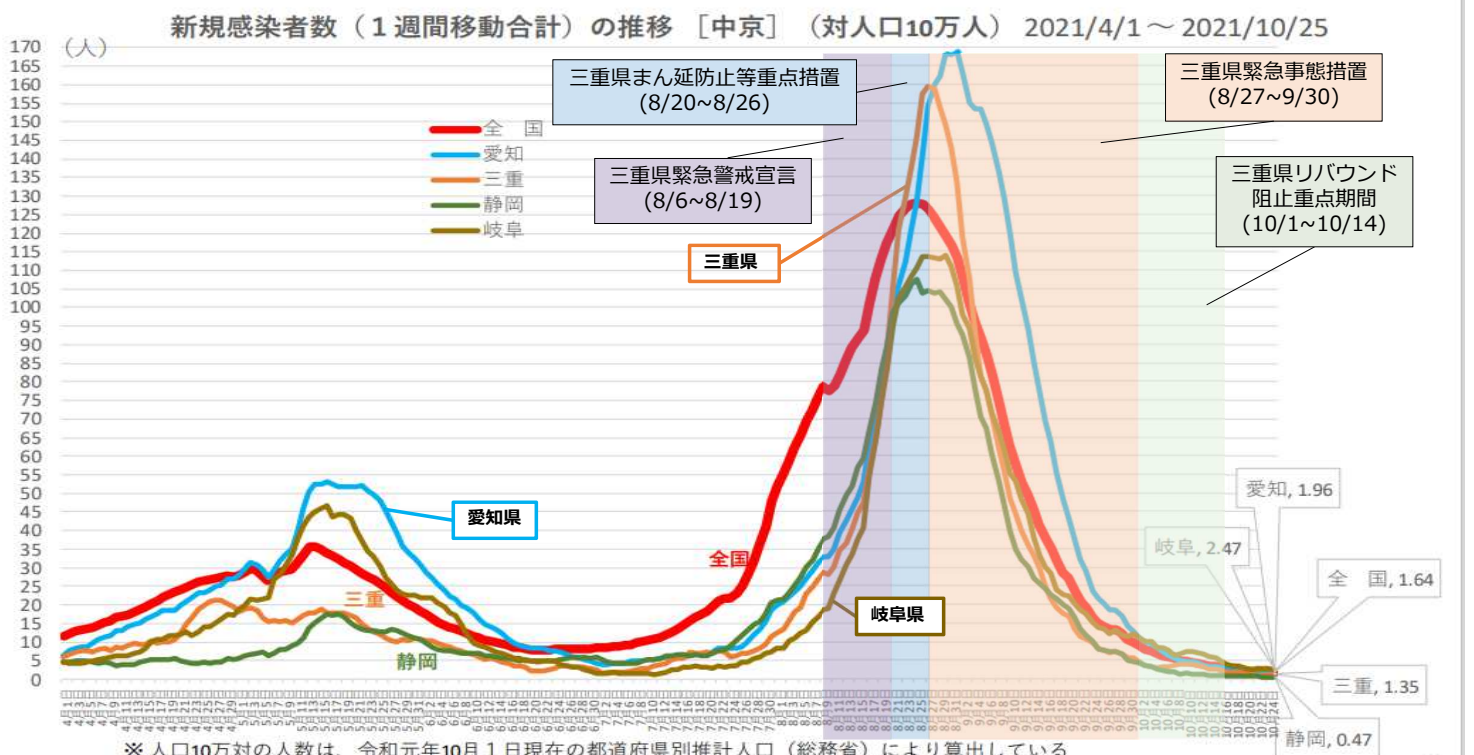
(人) 新規感染者数（1週間移動合計）の推移 [圏域ごと] (対人口10万人) 2021/4/1 ~ 2021/10/25



※ 人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口（総務省）により算出している
 (出典) 第57回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和3年10月26日）資料2-2
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000847815.pdf>

新規感染者数の推移（東海4県比較）

- ◆ 東海4県は、全国と同様に8月下旬がピーク
- ◆ 本県は、愛知県とともにピーク時の感染者数が全国平均を超過

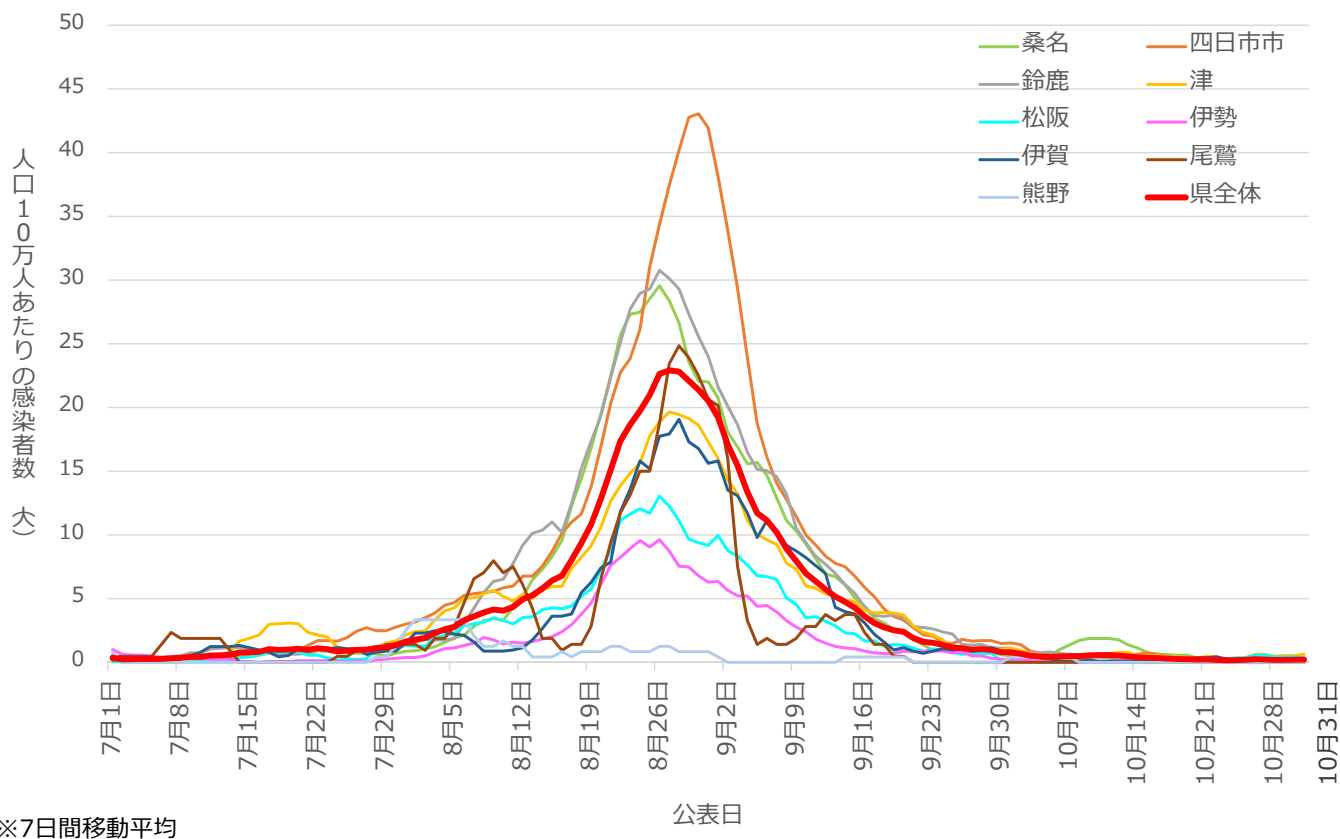


※ 人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口（総務省）により算出している

(出典) 第57回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和3年10月26日）資料2-2
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000847815.pdf>

新規感染者数の推移（保健所別比較）①

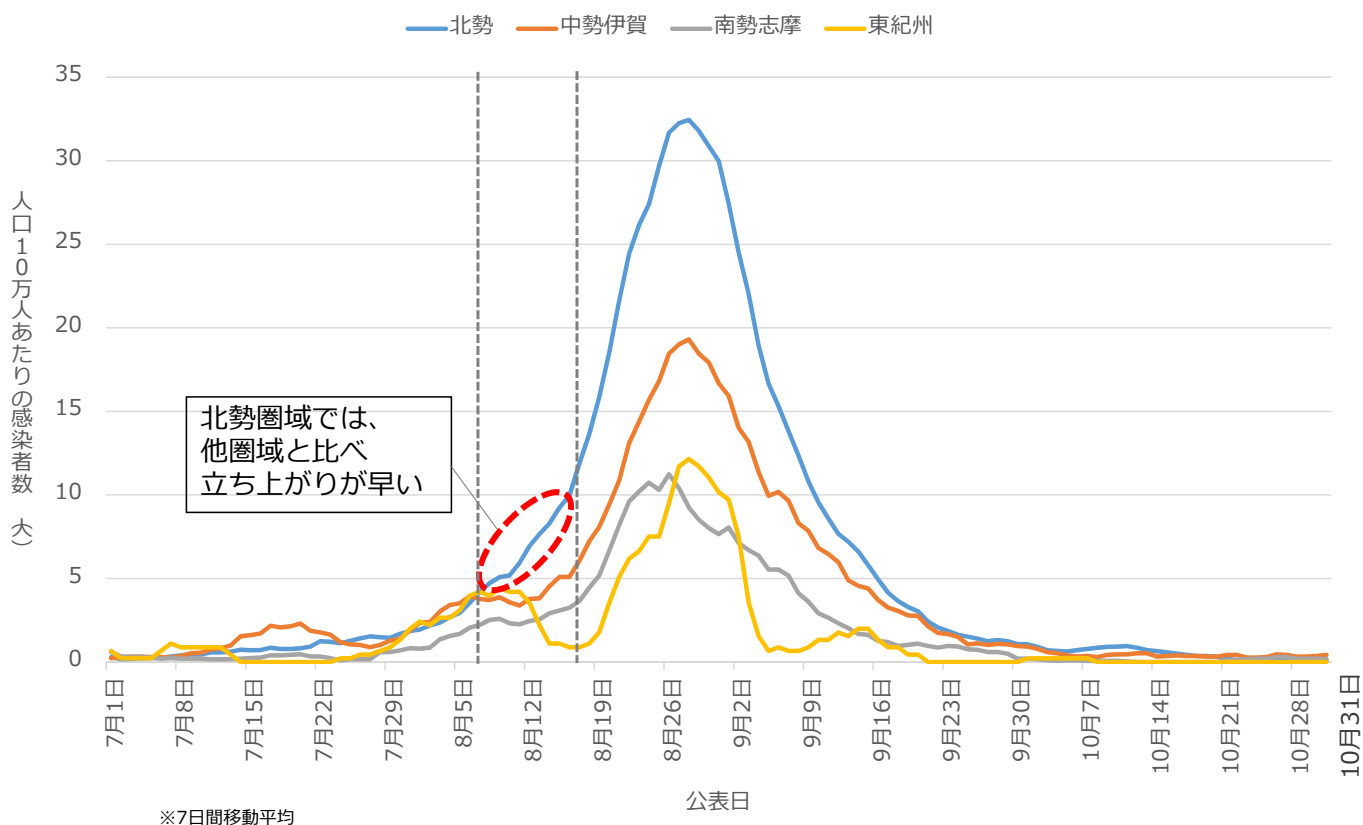
◆保健所別では、第5波は北勢圏域（桑名・四日市市・鈴鹿保健所管内）の感染者が県全体よりも多い



8

新規感染者数の推移（保健所別比較）②

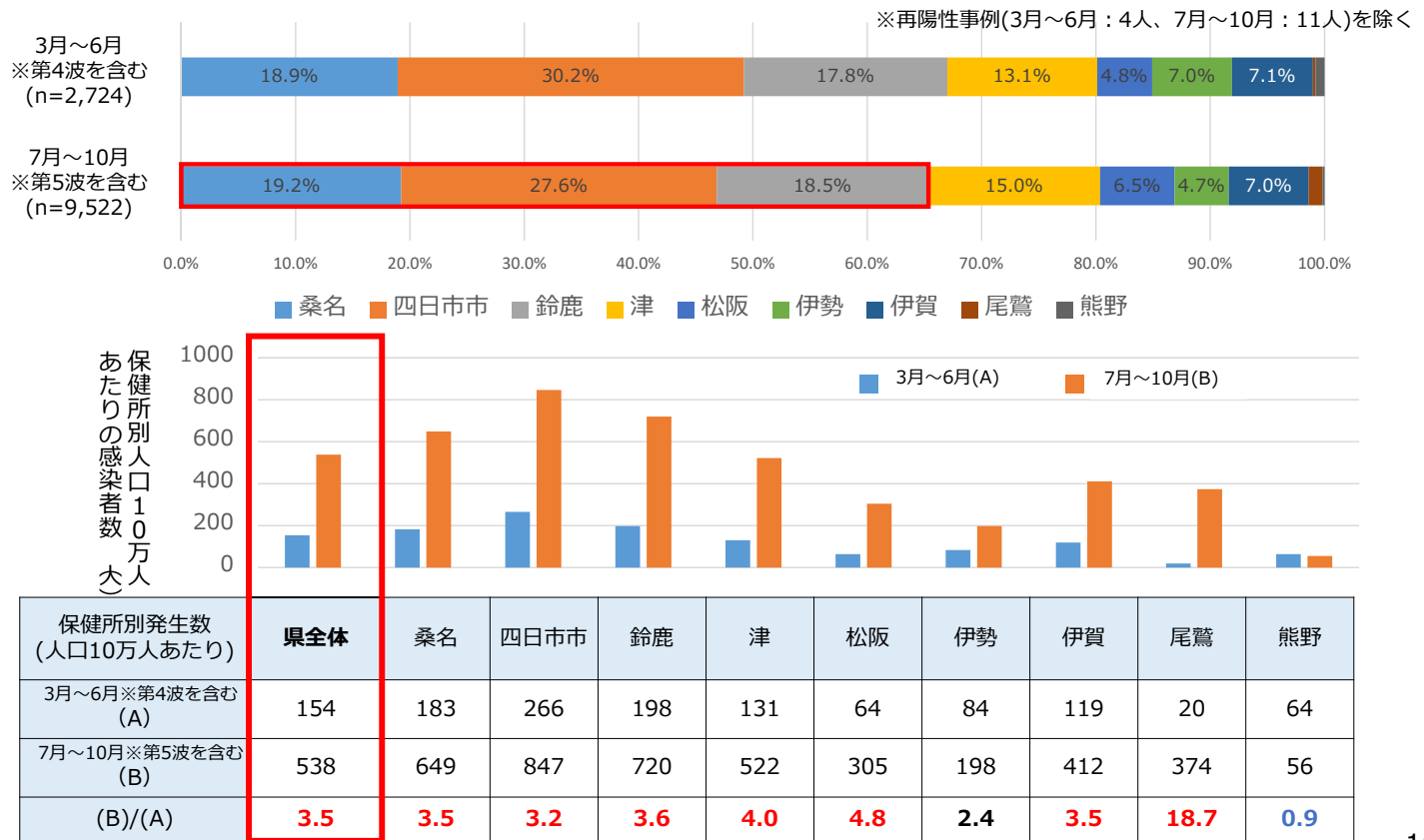
◆圏域別では、第5波は県外往来（通勤、通学等）の影響等により、他圏域より先に北勢圏域から感染者数の増加が始まり、その後中勢伊賀圏域～東紀州圏域へと拡大



9

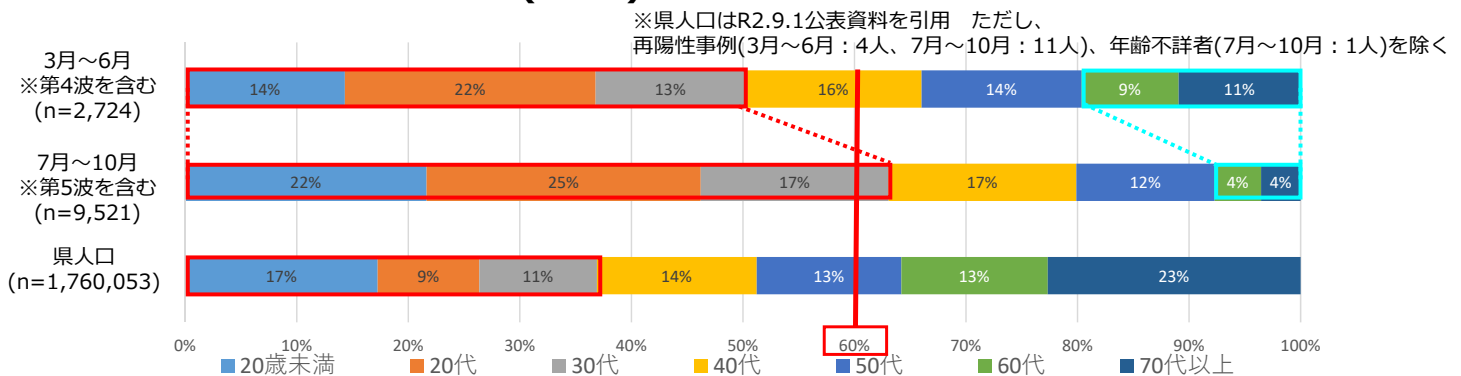
第4波との比較(保健所別感染者数)

- ◆感染者の地域別割合は、第4波とほぼ同じで北勢圏域が全体の約65%を占める
- ◆伊勢、熊野を除いた保健所では第4波の3倍以上の感染増加がみられる

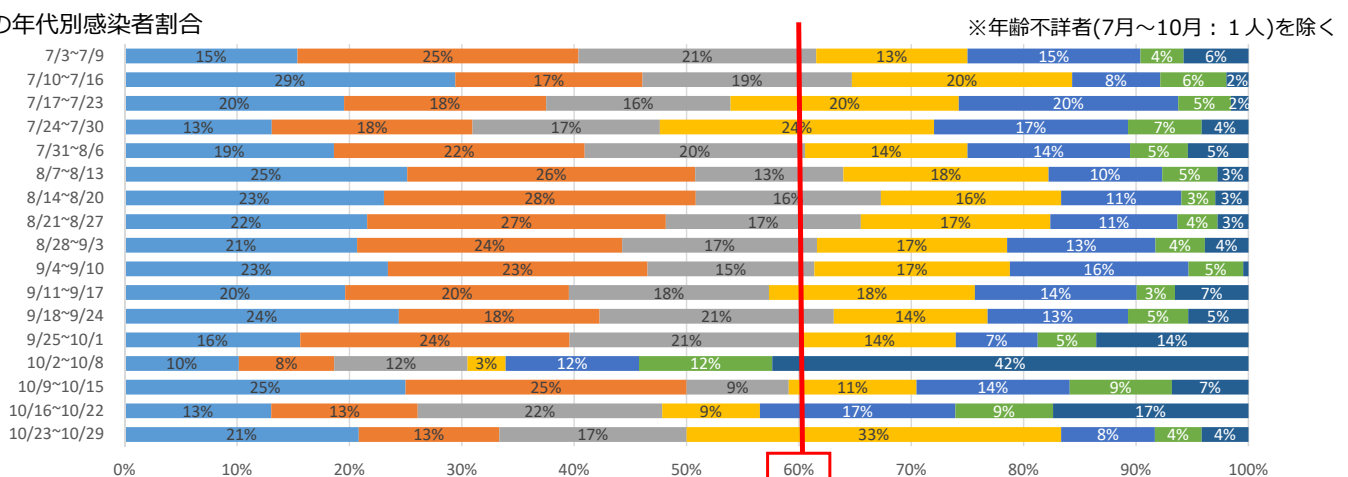


第4波との比較 (年代別感染者割合)

- ◆ワクチン接種が進んだことにより60以上の割合が減少
- ◆県人口に占める30代以下の割合(37%)に対し、第5波では30代以下の感染者割合は64%



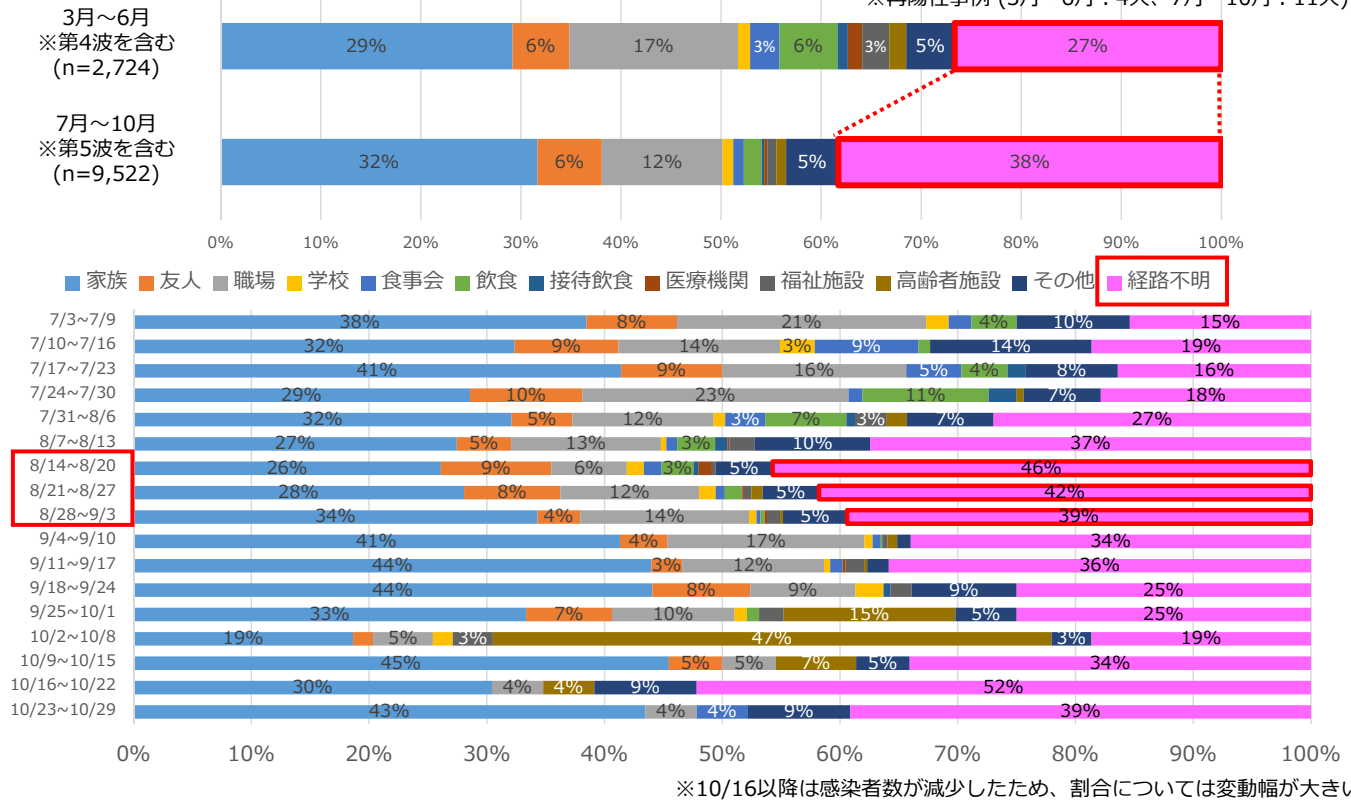
週ごとの年代別感染者割合



第4波との比較（経路別感染者割合）

- ◆ 第5波においては、感染拡大に伴い感染経路不明の割合が増加
- ◆ 感染者の爆発的な増加に伴い、一部の保健所で、濃厚接触者等を特定するために行う疫学調査を縮小せざるを得なかったことが要因と推察

※再陽性事例（3月～6月：4人、7月～10月：11人）を除く



12

第4波との比較（重症者・死亡者）

- ◆ 第4波と比べ、累計感染者数は約6,800人増加
- ◆ 第4波と比べ、感染者数は大幅に増加しているが、重症者、死亡者数の割合は減少

3月～6月 ※第4波を含む	年代	感染者数	重症者数		死亡者数	
	20歳未満	391	0	0.0%	0	0.0%
	20代	612	2	0.3%	0	0.0%
	30代	367	3	0.8%	0	0.0%
	40代	430	7	1.6%	1	0.2%
	50代	391	7	1.8%	2	0.5%
	60代	237	16	6.8%	1	0.4%
	70代以上	300	25	8.3%	43	14.3%
感染者数		2,728	重症者数		死亡者数	
			60	2.2%	47	1.7%

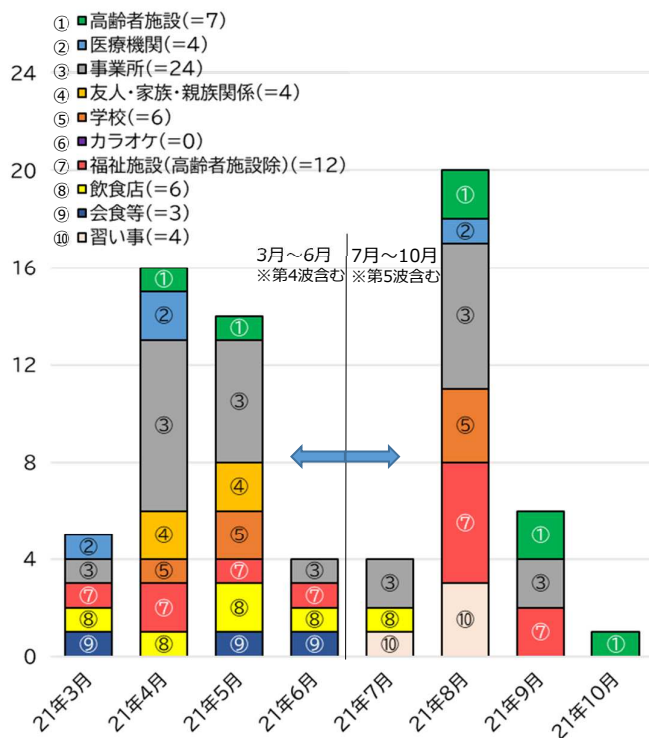
7月～10月 ※第5波を含む	年代	感染者数	重症者数		死亡者数	
	20歳未満	2,034	1	0.05%	0	0.0%
	20代	2,335	3	0.1%	0	0.0%
	30代	1,610	0	0.0%	0	0.0%
	40代	1,602	24	1.5%	6	0.4%
	50代	1,181	28	2.4%	9	0.8%
	60代	400	18	4.5%	10	2.5%
	70代以上	370	9	2.4%	24	6.5%
不明	1	0	0.0%	0	0.0%	
感染者数		9,533	重症者数		死亡者数	
			83	0.9%	49	0.5%

13

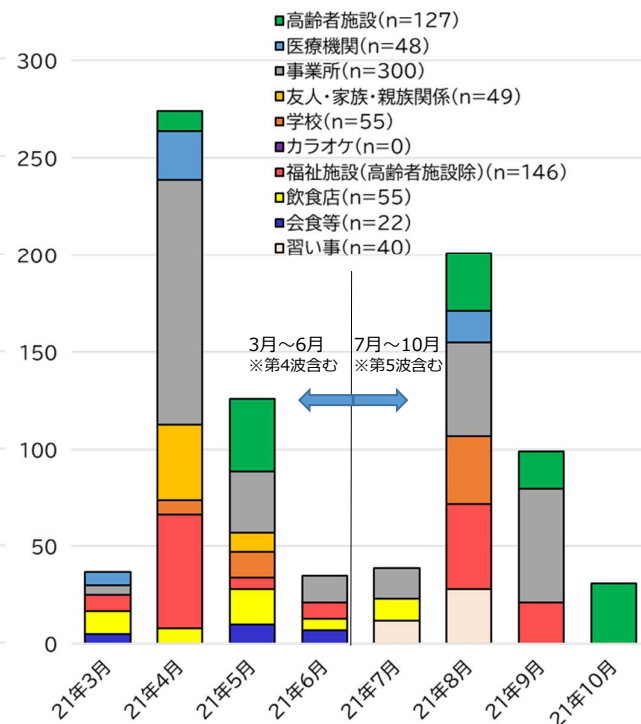
県内におけるクラスター発生状況

◆ 第4波～第5波では**70件**のクラスターが発生（第4波：39件、第5波：31件）

発生件数（70件）



感染者数（842人）



第1編 レビュー

2 第5波における対応と評価、課題

(1) 予防・医療 ①保健所・本庁の体制

16

①保健所・本庁の体制

第5波における状況と対応

(1) 保健所の体制

- 感染者の爆発的な増加により、
 - ・陽性者への対応（症状の確認や入院調整、濃厚接触者等の特定等）
 - ・濃厚接触者等への対応（検査の調整や健康観察等）
 - ・自宅療養者への対応（健康フォローアップ等）などの保健所業務が膨大となったため、当時の人員体制での対応が困難となり、一部の保健所では、陽性者への陽性判明から最初の連絡までの遅延や、濃厚接触者等を特定するために行う疫学調査の縮小、無症状の濃厚接触者等への検査を制限せざるを得ない事態が発生
- 自宅療養者の体調悪化時に保健所に相談があった際等、臨時的な応援職員では判断・対応できない場合があり、本務職員に業務が集中
- 保健所において新型コロナウイルス感染症対策業務に従事する臨時的な応援職員を確保（最大42名の職員に保健所兼務を発令）
- 市町の協力を得て、保健所業務に従事する市町保健師の応援体制を構築
延べ180名を超える市町保健師が保健所業務を支援
- 公益社団法人三重県看護協会の協力を得て、急増する自宅療養者の健康フォローアップに従事する看護師を会計年度任用職員として15名任用
- 保健所業務が増加する中、今年度から人材派遣会社の活用をスタートし、従来7名であった派遣スタッフを第5波の際に5保健所で14名に倍増

17

①保健所・本庁の体制

第5波における状況と対応

(2) 本庁の体制

- 感染拡大に伴い患者情報の収集・公表、情報分析、入院調整、病床確保、宿泊療養施設の運営等を行う本庁の業務もひっ迫
- 本庁業務の中で、
 - ・患者情報の収集・分析、公表業務(的確な情報収集による資料作成、報道対応等)
 - ・クラスター対応業務(感染症対策の知識・経験等が必要となる現場対応等)
 - ・入院調整業務(迅速かつ患者の状態に応じた適切な調整等)
 - ・療養体制の整備(病床確保や医療従事者の確保等にかかる医療機関、関係団体との調整)など臨時的な応援職員では判断・対応が困難な業務について、本務職員に業務が集中
- 本庁において新型コロナウイルス感染症対策業務に従事する臨時的な応援職員を確保(最大82名の職員に兼務を発令)
- 宿泊療養施設への入所調整やワクチン接種に係る業務に従事する人材派遣会社のスタッフを5名確保
- 関係団体と連携し、感染が確認された県内の妊婦の方への健康観察・フォローアップを一元的に実施

第6波に向けた課題

- 業務量の増大に適切に対応できるよう、県職員・市町保健師による応援体制や関係団体の協力、人材派遣会社の活用等の更なる拡大及び、専門的な判断ができる本務職員の配置等による体制整備が必要

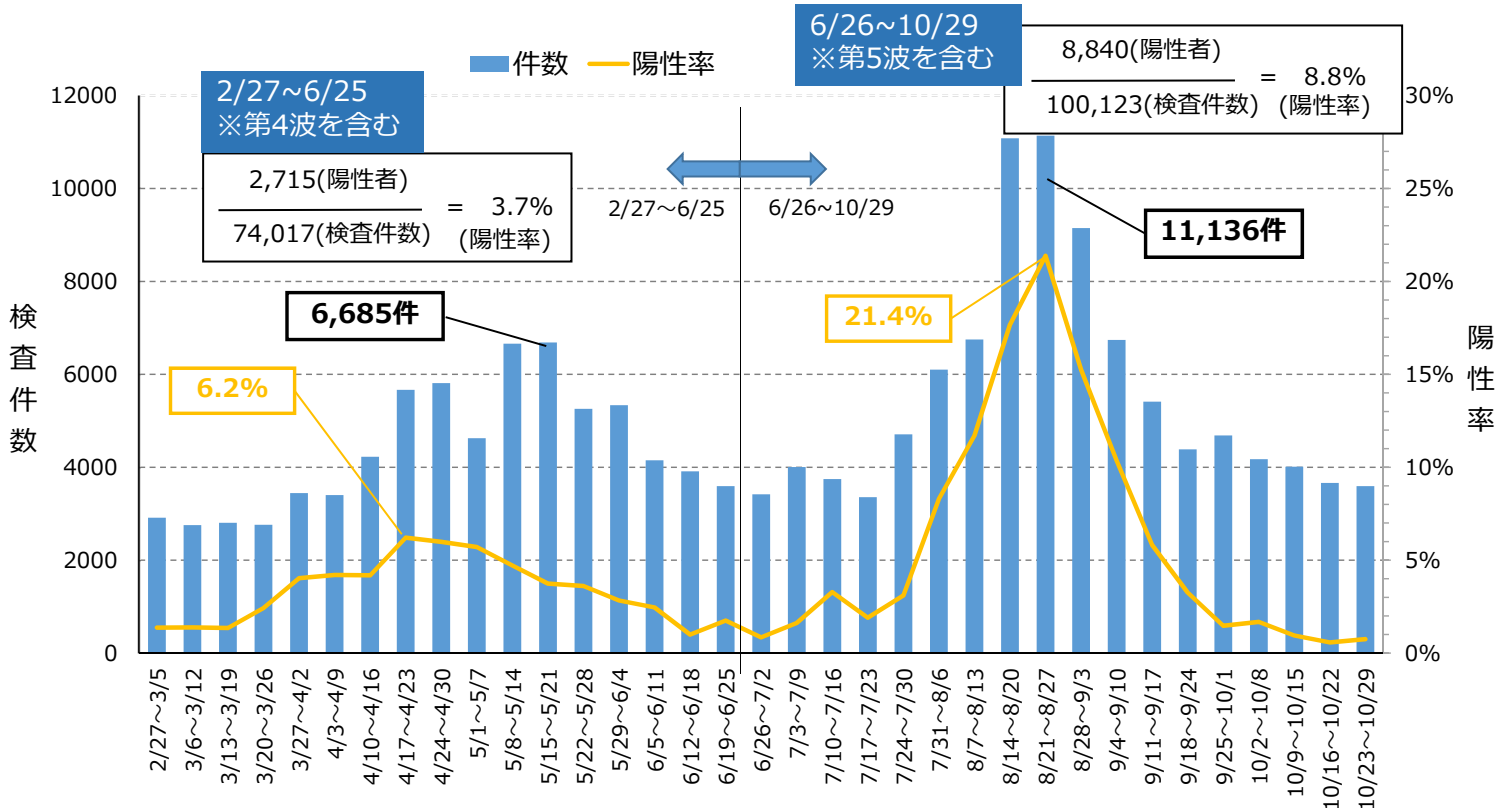
第1編 レビュー

2 第5波における対応と評価、課題

(1) 予防・医療 ②検査体制

PCR等検査実施状況 (R3.10.31時点 n=174,140)

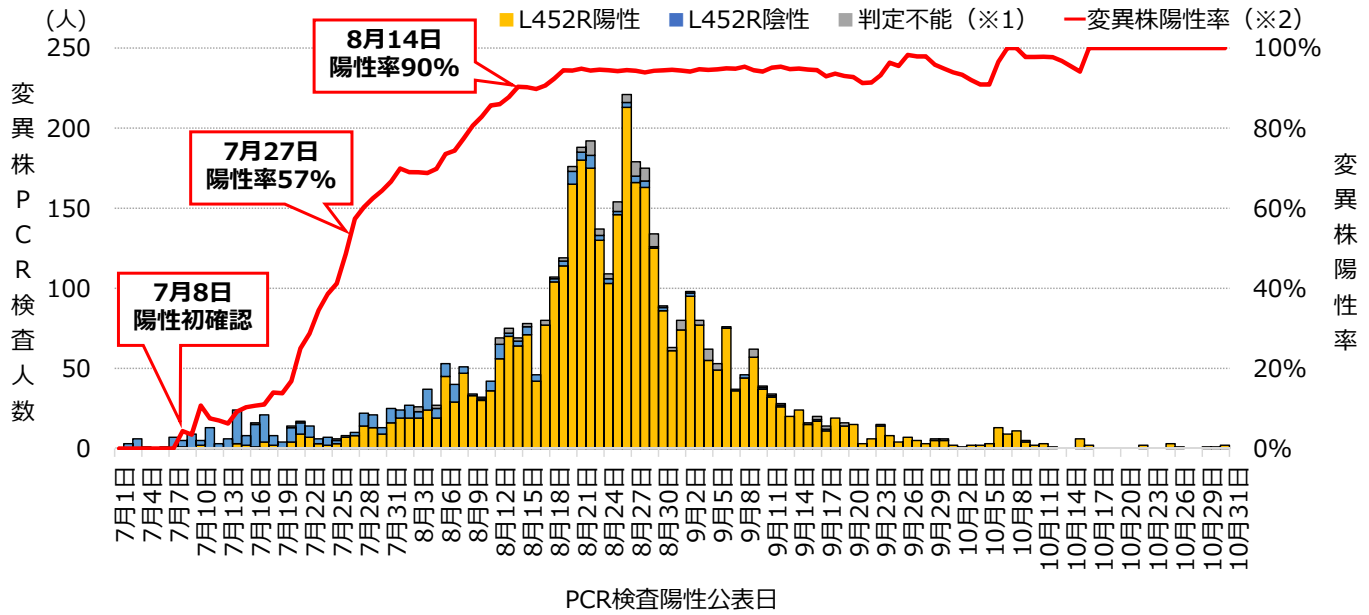
◆感染者の急増により一部の保健所では検査体制がひっ迫し、感染の可能性が高い有症状の方の検査に注力したため、8月下旬の陽性率が最大21.4%まで上昇したものと推察



※陽性率を算出するための陽性者数及び検査件数は検査日ベースで集計しているため、公表日ベースの陽性者数とは一致しない

変異株(L452R)PCR検査実施状況

◆ 8月中旬以降、変異株陽性率は90%超が継続し、デルタ株へ置き換わったと推察



感染者数 (7/1~10/31)	変異株(L452R) PCR検査実施人数	変異株(L452R) PCR検査陽性者数
9,533人	4,130人	3,664人
	検査実施率 43%	陽性率 89%

※1: 検体中に含まれるウイルス量が少ないため、陽性又は陰性のいずれかの結果が得られなかった事例を判定不能としている
 ※2: 直近1週間あたりの平均陽性率

②検査体制

(1) 行政検査

第5波における状況と対応

- 感染者の爆発的な増加により保健所業務が膨大となったため、一部の保健所では、濃厚接触者等を特定するために行う疫学調査の縮小や、無症状の濃厚接触者等への検査を制限せざるを得ない事態が発生
- 保健所業務の負担軽減を図るため、無症状の濃厚接触者等に対する検査について、民間検査機関を活用した検査体制を構築するとともに、感染者が発生した学校・事業所等による濃厚接触者等の候補者リスト作成の仕組みを整理したが、第5波のピークを過ぎた9月下旬となった

第6波に向けた課題

- 感染者が急増した場合でも、様々な関係機関等と連携・協力し、必要な検査を確実に実施することが必要

(2) 変異株への対応

第5波における状況と対応

- 変異株に対応するため、県保健環境研究所で陽性を確認した検体について、デルタ株等を含む変異株の検査を6月中旬から実施
- 8月中旬以降、変異株陽性率は90%を超え、デルタ株へ置き換わったと推察

第6波に向けた課題

- 新たな懸念される変異株の発生に備え、迅速に変異株PCR検査を実施できるよう体制を維持
- ゲノム解析を実施し、新たな変異株の発生動向を監視していくことが必要

②検査体制

(3) 無料PCR検査

第5波における状況と対応

- 感染者の急増、市中感染の拡大にともない、濃厚接触者・接触者または有症状者への検査に加え、感染者の早期発見、感染拡大防止、県民の不安解消を図るとともに、検査結果等を調査・分析し、今後の感染症対策に生かすことを目的に、県内に居住または就業・就学されている無症状の方を対象とした**無料PCR検査事業を10月11日から実施**

第6波に向けた課題

- 引き続き、幅広い検査機会を提供し、感染者の早期発見や感染拡大防止を図ることが必要

(4) 社会的検査・抗原定性検査キット

第5波における状況と対応

- 重症化リスクの高い方が入所・利用する施設におけるクラスターの発生を未然に防止するため、**9月から11月までの間、県内全域の障害福祉施設（入所施設・通所系事業所）の従事者を対象に社会的検査を実施**（5月から8月まで実施した高齢者施設を含めると、**合計延べ15万回以上の検査実施**）
- 重症化リスクのある方が利用する施設等（医療機関・高齢者施設・障害福祉施設・保育所等）における感染者の早期発見と感染拡大防止のため、**厚生労働省が抗原定性検査キットを配布する取組について配布先の集約等を実施（1,743機関へ配布）**また、**県独自の取組として、外国人労働者を雇用する県内事業所へ抗原定性検査キットを配備（311事業所）**

第6波に向けた課題

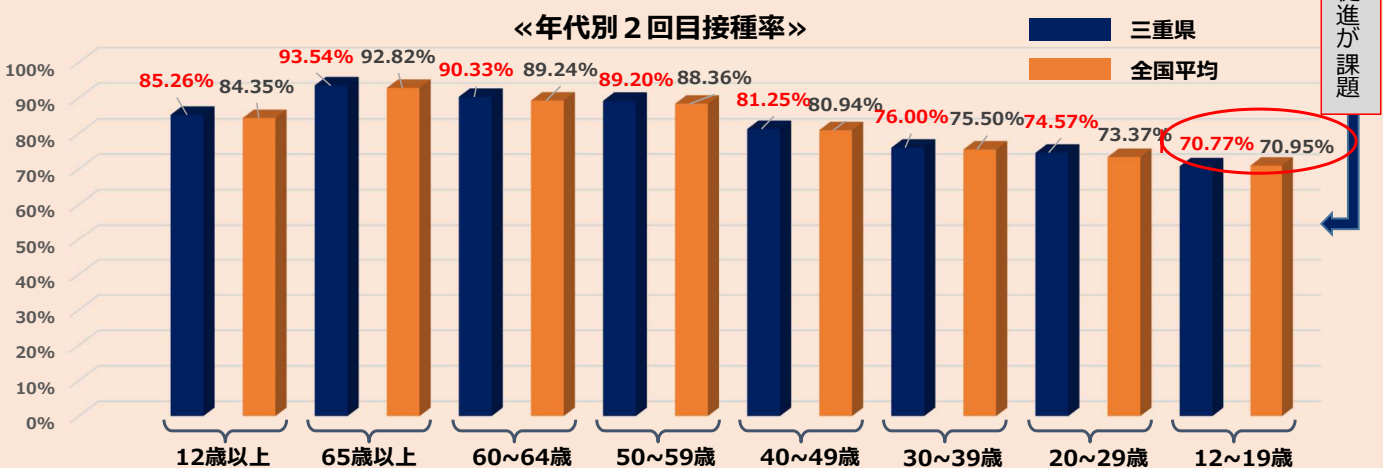
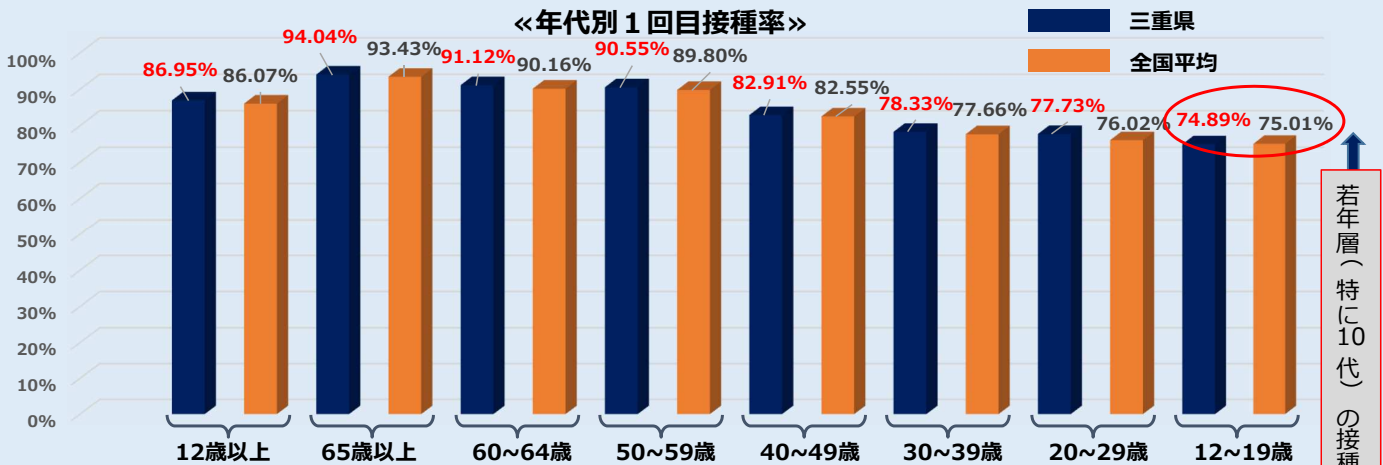
- 感染者の早期発見、クラスター発生の未然防止等による感染拡大防止のため、感染状況に応じた対策が必要

第1編 レビュー

2 第5波における対応と評価、課題

(1) 予防・医療 ③ ワクチン接種

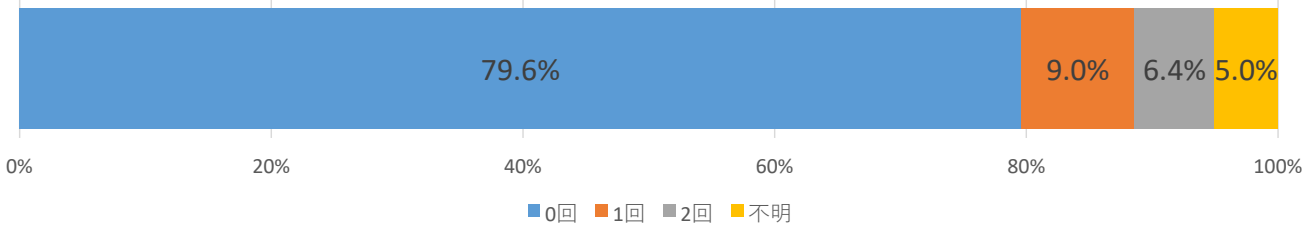
三重県内年代別接種率について 令和3年11月30日までのVRS入力実績（医療従事者等含む）



若年層（特に10代）の接種促進が課題

ワクチン接種歴と重症化等の状況 (n=9,051, 8/1~11/30)

- ◆ 感染者全体（接種歴不明含む）の79.6%はワクチン接種歴のない方
- ◆ ワクチン2回接種後に感染した事例は、全体の6.4%(576名)
- ◆ ワクチン2回接種者は未接種者に比べて、重症化率・死亡率ともに低い
感染者に占めるワクチン接種歴の状況



◇年代別ワクチン接種者の重症化等の状況 (65歳未満)

接種回数	感染者数	重症者数		死亡者数	
		人数	割合	人数	割合
0回	7,041	50	0.7%	15	0.2%
1回	791	8	1.0%	3	0.4%
2回	326	0	0%	0	0%
不明	416	5	1.2%	2	0.5%
合計	8,574	63	0.7%	20	0.2%

(65歳以上)

接種回数	感染者数	重症者数		死亡者数	
		人数	割合	人数	割合
0回	164	9	5.5%	17	10.4%
1回	24	1	4.2%	1	4.2%
2回	250	1	0.4%	4	1.6%
不明	39	1	2.6%	6	15.4%
合計	477	12	2.5%	28	5.9%

※ワクチン2回接種後の重症者（1名）・死亡者（4名）は基礎疾患あり

③ワクチン接種

第5波における状況と対応

- ワクチン2回接種後に感染した事例は全体の6.4%(576名)で、ワクチン2回接種者は未接種者に比べて、重症化率・死亡率ともに低い
- 4月から各市町において高齢者を対象とした住民接種が開始され、7月末には概ね8割の高齢者に対する接種を完了、その後、他の世代への接種も推進
- 市町の住民接種を促進するため、企業や大学において職域接種を実施
- 県営接種会場を県内2カ所に設置し、妊婦及び同居家族等の方、モデルナ社ワクチンの2回目接種が未接種の方、12歳以上の希望者を対象に接種を実施した結果、市町における住民接種や職域接種と合わせて12歳以上の方の2回目接種率は85.26%(71.78%)となった
- 県営接種会場において、12歳から29歳の方の予約を優先的に受け付け、若年層の接種を促進したものの、年代別の2回目接種率は、12歳から19歳で70.77%(35.75%)、20歳から29歳で74.57%(48.59%)にとどまる
- 県営接種会場において、手話や外国語通訳を配置し、障がい者や外国人の方が接種を受けやすい環境を整備

※接種率は、11月30日時点と10月14日時点を併記 ※カッコ内は10月14日時点

第6波に向けた課題

- 新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果があり、また、重症化を予防する効果もあることから、ワクチン接種の促進が必要
- 12歳以上の2回目接種率は85%を超えたものの若年層の接種率が他の世代より低いため、情報発信を進めることが必要
- 追加接種（3回目接種）に向けて、引き続き、国に対しワクチンの供給スケジュールの早期提示や、必要なワクチンの確実な供給を要望していくことが必要

(参考) 妊婦等、若者、外国人住民の方への取組

妊婦及び同居家族等への接種について

日本産婦人科学会、日本産婦人科医会、日本産婦人科感染症学会から妊婦およびその夫またはパートナーへのワクチン接種を勧める文書や厚労省からできるだけ早期に希望する妊娠中の者等が接種を受けられるよう配慮を依頼する文書が発出



- 妊娠中の方やその夫または同居家族等が可能な範囲で優先してワクチン接種を受けることができるよう、県医師会・県産婦人科医会・三重県の連名で各郡市医師会・各市町あて通知（令和3年8月25日付）
- **県営接種会場においても妊婦や同居家族等の優先予約期間を設定**

若者の接種促進について

- 県営接種会場にて**12歳～29歳の優先予約期間**を設定（四日市市総合体育館会場）
- 「みんつく予算」を活用し、ワクチン接種について若年層をターゲットとした動画を作成→**ワクチン接種について考える機会の提供**



三重県Twitterや県HPに掲載

<https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>

https://twitter.com/koho_mie



特設サイトのQRコード

県営接種会場（四日市市総合体育館）の様子



外国人への接種について

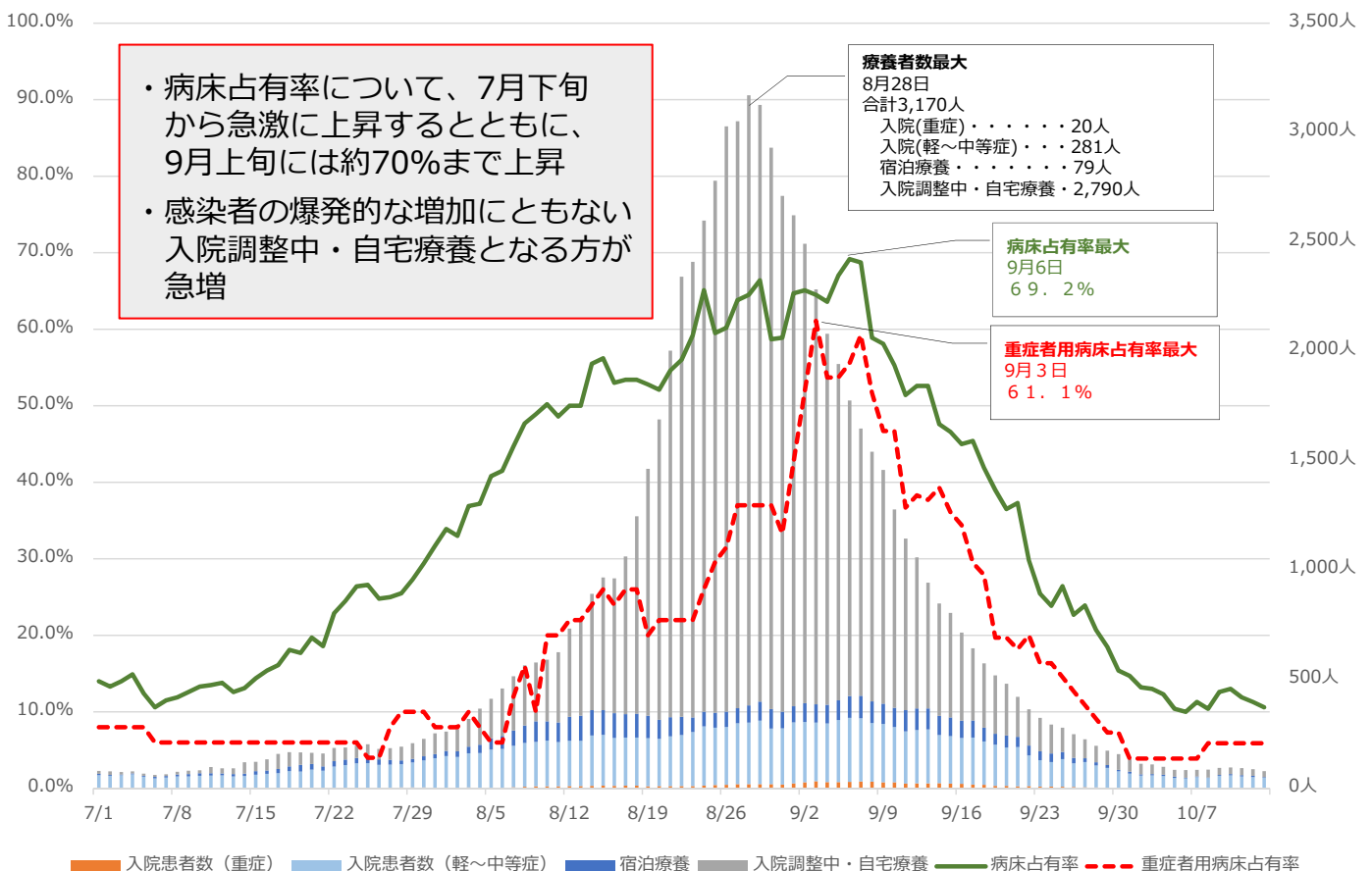
- 市町・関係団体等を通じて接種会場・接種日の案内
- 「みえ外国人コロナワクチン相談ダイヤル」を拡充し、予約代行等の支援を実施（11言語）
- 県営接種会場にて全接種（予定含む）日に通訳を配置
ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語に対応
（その他の言語においては、翻訳アプリ等に対応）

第1編 レビュー

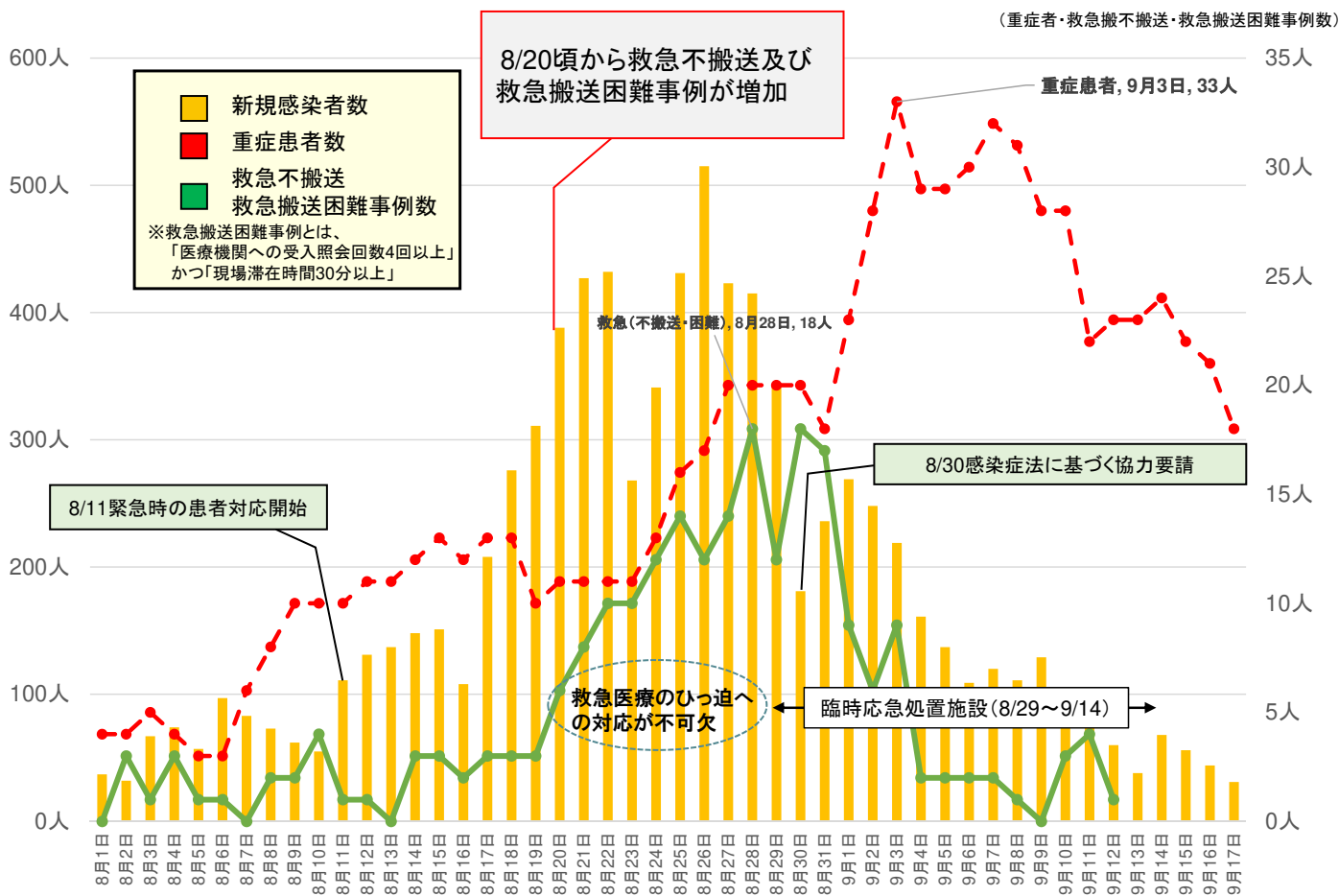
2 第5波における対応と評価、課題

(1) 予防・医療 ④医療提供体制

第5波における入院調整中・自宅療養の状況



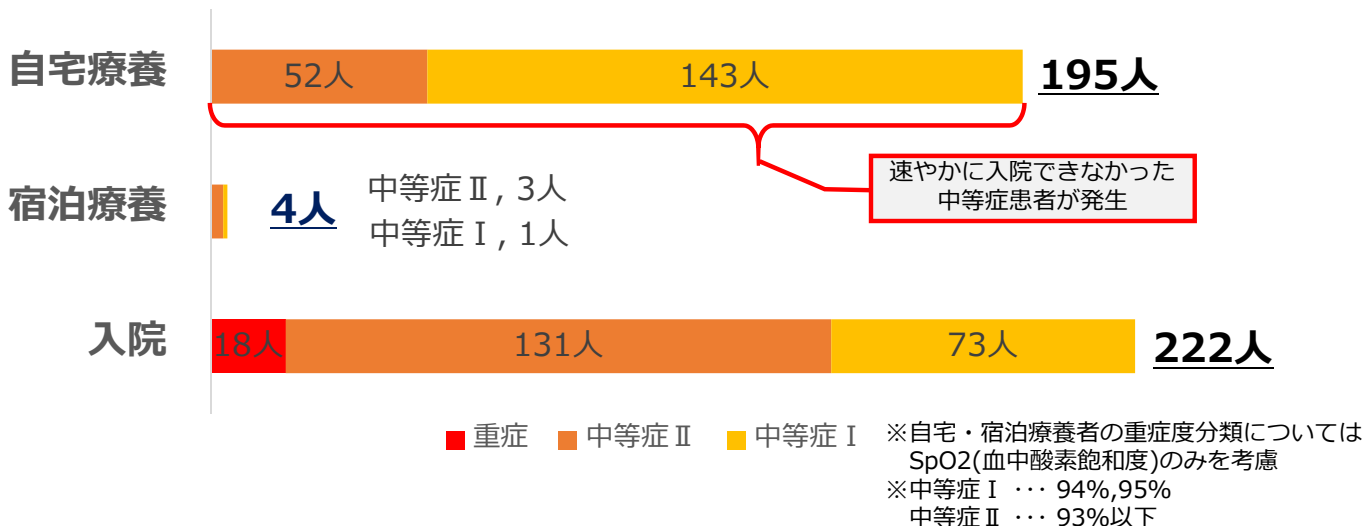
第5波における救急搬送困難事例の発生状況



第5波における療養者の状況（8月末時点）

- 感染拡大時には、速やかに入院できなかった中等症患者が発生
- 多くの中等症患者が自宅で療養する状況

8月末の重症・中等症患者数の推計：421人



④ 医療提供体制

第5波における状況と対応

(1) 入院医療

- 感染者の爆発的な増加により、速やかに入院できなかつた中等症患者が発生（8月末時点で、中等症Ⅱの患者52名が自宅で療養する状況に）
- 病床の確保や効率的な運用に努めたものの、自宅療養者の症状が悪化しても速やかに入院できない状況が発生。また、地域における感染状況や病床数の違いにより、入院となる患者の重症度に地域差が発生
- 重症患者、中等症患者、重症化リスクの高い患者が確実に入院できるよう、8月11日に患者急増時の緊急的な体制に切り替え、追加的な病床として31床を増床し、計467床を確保
- 感染が確認された妊婦に対し、関係団体と連携し、入院調整の段階から専門的な支援体制を整備（8月28日）
- 8月30日に感染症法に基づき県内全病院に病床確保等の要請を行い、重症者用病床7床を含む46床を増床し、計513床を確保
- 新型コロナウイルス感染症の回復患者の受け入れについては、後方支援病院は48病院、介護老人保健施設は三重県老人保健施設協会の協力のもと、42施設を確保

(2) 臨時応急処置施設

- 地域により、救急不搬送及び救急搬送困難事例が増加
- 入院待機者や症状が悪化した自宅療養者等の増加に伴い、症状が急変した場合等に患者を一時的に受け入れられるよう、酸素投与や点滴等の必要な処置を行う臨時応急処置施設をDMATの協力により暫定的に設置（8月29日～9月14日）

36

④ 医療提供体制

第5波における状況と対応

(3) 宿泊療養

- 中等症患者の受け入れに必要となる体制が整っていなかったため、リスクの高い方が自宅療養となる状況が発生
- 感染者の急増に対応するため、宿泊療養施設の施設改修等により19室を追加（8月23日）し、2施設259室で運用するとともに、発熱に関する基準の見直しなど入所基準を緩和したが、保健所に緩和内容を十分に浸透させることができず、稼働率の向上に至らず
- 入所者の重症化予防のため、宿泊療養施設で中和抗体療法が行える体制を急遽整備

第6波に向けた課題

- 引き続き、入院、宿泊療養、自宅療養を併用しつつ、医療提供体制の充実・強化を図るため、
 - ・ 入院が必要な患者が確実に入院できるよう、病床確保や確保病床の効率的な運用、入院調整が必要
 - ・ 救急医療のひっ迫防止や、中等症患者の受入を行うための臨時応急処置施設が必要
 - ・ 患者増加時でも、確実に入所できるよう宿泊療養施設の追加確保や、中等症患者を受け入れるため医療機能強化型宿泊療養施設が必要
- 施設の追加設置や中等症患者の受入にあたり医療人材や体制の確保が必要

37

(4) 自宅療養

第5波における状況と対応

- 感染拡大に伴い自宅療養者が急増(8月末時点で、中等症Ⅱの患者52名が自宅療養)したため、保健所での健康フォローアップ業務等がひっ迫
- 感染拡大をふまえ、保健所の自宅療養者への健康観察の負担軽減を図るため、医師会、看護協会、薬剤師会等と連携し、各保健所に「自宅療養フォローアップセンター」を設置(8月26日から順次設置)し、健康観察等を行う看護師を任用したものの、地域の医療関係者と連携して、往診や訪問看護を実施する体制を構築できたのは一部地域にとどまる
- パルスオキシメーターを追加購入(5,600個⇒計14,450個)し、必要に応じて食事及び衛生用品を配送したが、脱水症状や消化器症状に対応した食事の提供ができず

第6波に向けた課題

- 自宅療養者への医療提供を適切に行えるよう、地域の医療関係者と連携しつつ、自宅療養フォローアップセンターを中心とした医療提供の仕組みづくりを行うとともに、体制強化のための支援が必要
- 自宅療養者への生活支援について、きめ細かな配慮ができるよう、支援内容の改善及び配送体制の強化が必要

第1編 レビュー

2 第5波における対応と評価、課題

(1) 予防・医療 ⑤感染拡大防止対策

第5波の措置実施時期とモニタリング指標

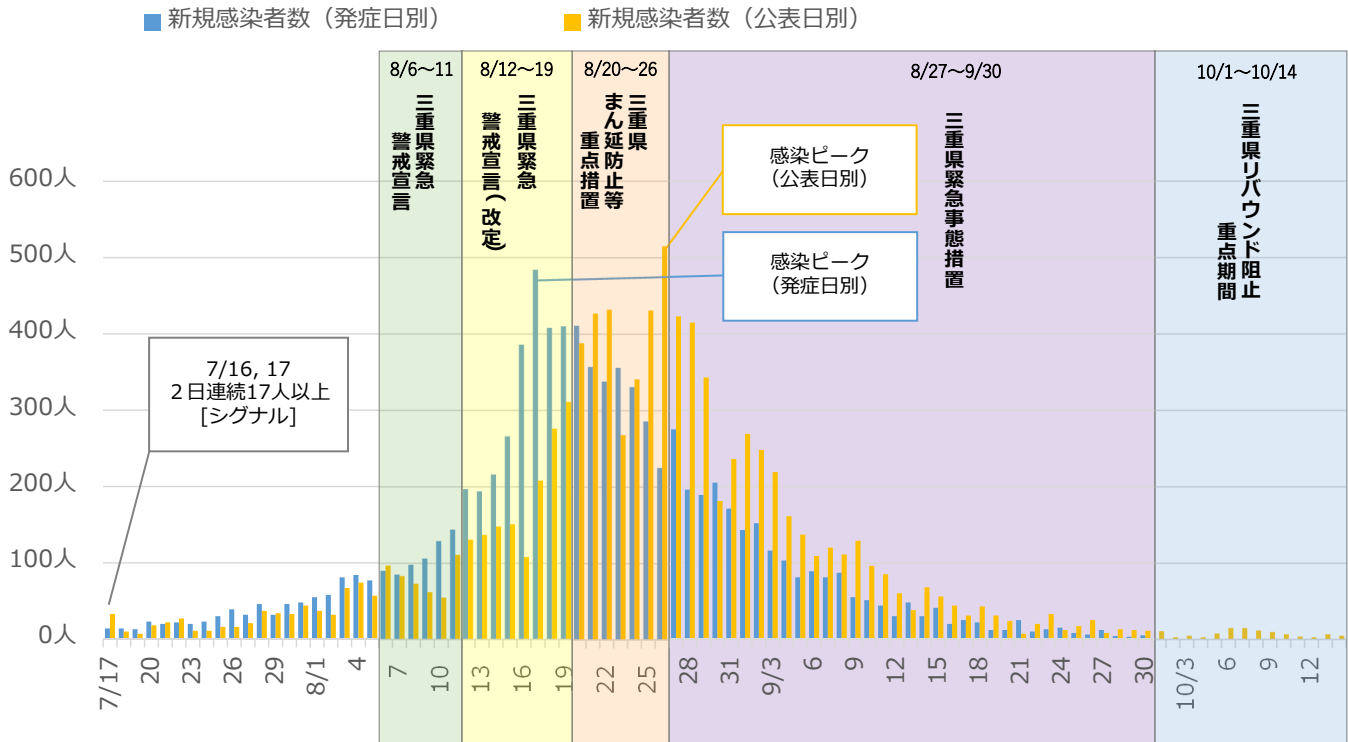
県指標警戒レベル： ■ ステージⅢ： ■ ステージⅣ： ■

日付	措置要請内容	確保病床占有率	重症者用病床占有率	PCR陽性率	直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数	前週比較	感染経路不明率
7月17日	感染拡大の予兆を捉えるため、県独自に設定したシグナル「新規感染者数が2日連続で17人超」(7/16-17) ⇒感染状況を捉えた注意喚起、基本的な感染対策の実施について呼びかけ実施	16.1%	6.0%	1.7%	7.22人	2.42倍	17%
呼びかけを実施(7/19、7/21、7/29、8/3、8/4)するも感染拡大は止まらず7月下旬から感染者急増							
8月6日	三重県緊急警戒宣言(時短要請なし)	41.5%	6.0%	3.2%	23.03人	2.43倍	18%
8月12日	三重県緊急警戒宣言(改定) 時短要請：8/14～8/19 県内全域	55.5%	24.0%	8.6%	40.47人	1.60倍	27%
8月20日 (17日決定)	三重県まん延防止等重点措置 実施区域：県内全域 重点措置区域：桑名、四日市市、鈴鹿、津、松阪、伊賀保健所管内	52.1%	22.0%	11.4%	89.74人	2.44倍	37%
8月27日 (25日決定)	三重県緊急事態措置 措置区域：県内全域	63.8%	37.0%	16.4%	160.11人	1.78倍	48%
10月1日 (9月28日決定)	三重県リバウンド防止重点期間 時短要請：10/1～10/14 実施区域：県内全域 対策強化区域：四日市市、鈴鹿、津保健所管内	14.7%	3.9%	3.4%	5.47人	0.57倍	25%

短期間に強い措置を
次々実施

措置経過

時短要請等の強い措置実施後、新規感染者数が減少



時短要請等遵守状況の確認・指導

- 飲食店への営業時間短縮の要請に対し、遵守状況を確認するための見回りを実施
- 要請に応じていない店舗に対し、**対話を重視した丁寧かつ根気強い指導を実施**
- 指導を経てなおも要請に応じない場合には、有識者の意見もふまえ、罰則を伴う「命令」の発出も見据えた「個別要請」を発出

1 休業・営業時間短縮要請の遵守状況確認（8月18日（水）～8月31日（火））

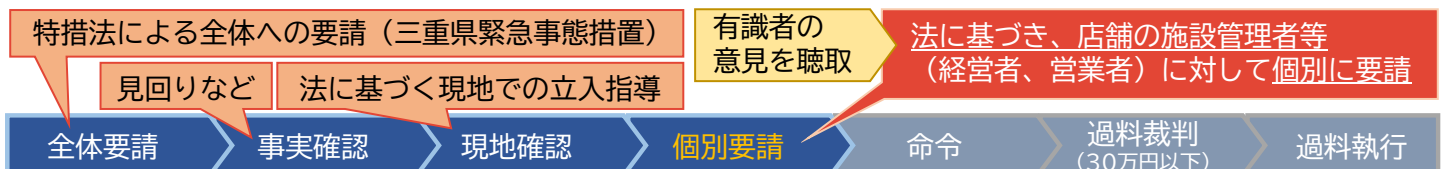
店舗数	うち適	遵守率
9,058店舗	9,007店舗	99.4%

2 感染防止対策の実施状況確認（8月20日（金）～9月12日（日））

店舗総数	うち確認済 ^{※1}	対象店舗数	入店確認	休業等	啓発 ^{※2}	4項目 ^{※3}	遵守率	遵守率 ^{※4}
11,017	2,713	8,304	1,134	5,031	2,114	1,030/1,134	90.8%	97.3%

※1 認証取得またはこれまでの見回りで遵守が確認されている店舗 ※2 休業中店舗でポスト等がある場合は可能な限り啓発チラシをポスティング
 ※3 主要4項目「遮蔽板設置または座席間の距離確保」「手指消毒の徹底」「マスク着用の推奨」「換気の徹底」 ※4 ※1を含めた遵守率

3 要請に応じていない店舗への指導（8月20日（金）～9月30日（木）） 要請に応じない53店舗に対し個別要請を発出



⑤感染拡大防止対策

(1) 措置の実施

第5波における状況と対応

- 感染拡大の予兆を捉えるシグナルとしていた「新規感染者数が2日連続で17人以上」については、第3波、第4波と同様、第5波においても、シグナルに達した2週間後には感染者が急増
- シグナルに達したことにより警戒を呼びかけたが、危機感が十分には伝わらず、県民の行動変容にはつながらなかった
- 感染者の急増に対し、「緊急警戒宣言」「まん延防止等重点措置」「緊急事態措置」を発出し、飲食店への営業時間短縮、外出の自粛などを要請
- 営業時間短縮要請等強い措置や対策により、人流の減少、県民の行動変容を促し、感染拡大の抑制につながったと推察。一方で、第5波においては、措置を検討・発出する間にも感染拡大が進んだため、矢継ぎ早に強い措置を実施

第6波に向けた課題

- 感染拡大が急速であったため、結果的には感染状況に対して早期対策が取れず、過去最大の感染拡大となった。刻々と変化する感染状況に的確に対応できるよう、予め措置実施の基準を設定しておくことが必要
- 感染状況に応じて発出する宣言や要請等について、予め定めた基準を公表することにより、県民、事業者に感染拡大前から警戒レベルに応じた行動を促すことが必要

46

【参考】第5波における措置の内容

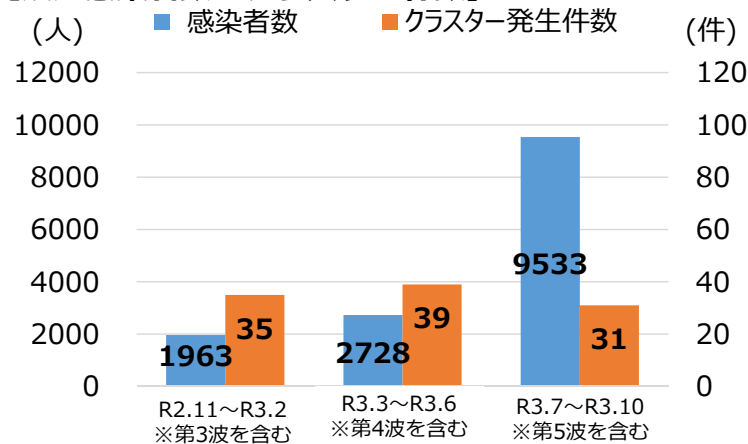
措置・概要	根拠法令等	発出理由	発出期間 (第5波)
感染拡大の予兆を捉えるシグナル到達 感染拡大の予兆を捉えて特に警戒を呼び掛けるための指標 7/17に到達以降5回の呼びかけを実施	三重県指針 ver.12	県独自に設定したシグナルに到達(新規感染者数が2日連続で17人超)	7/17に到達
三重県緊急警戒宣言 夏季休業・お盆など人の移動が多くなる時期を迎えるにあたって特に注意すべき対策について、事例を交えた注意喚起及び要請 【内容】・不要不急の県境を越える移動自粛 など(時短要請なし)	特措法第24条第9項、 県感染症対策条例第11条第1項	感染者数増加、病床占有率40%超など感染状況の悪化を受け県独自に措置	8/6 ~8/11
三重県緊急警戒宣言(改定) 時短要請を含めた厳しい対策を要請 【内容】・不要不急の県境を越える移動自粛 ・飲食店時短20時まで(県内全域) など	特措法第24条第9項、 県感染症対策条例第11条第1項	感染者数更に増加、病床占有率50%超、うち重症者用病床占有率20%超など感染状況悪化、医療への負荷を踏まえ県独自に措置	8/12 ~8/19 時短要請 8/14~19
三重県まん延防止等重点措置 【実施区域】県内全域 【重点措置区域】桑名、四日市市、鈴鹿、津、松阪、伊賀保健所管内 【内容】・不要不急の外出自粛、20時以降の飲食店利用自粛 ・飲食店時短20時まで(重点措置区域内は酒類提供不可) など	特措法第31条の6第1項、第24条第9項ほか	特措法第31条の4の規定に基づき政府が適用を決定、県が措置を策定	8/20 ~8/26
三重県緊急事態措置 【措置区域】県内全域 【内容】・不要不急の外出自粛、20時以降の外出自粛 ・酒類提供飲食店休業要請、その他飲食店時短20時まで など	特措法第45条第1項、第24条第9項ほか	特措法第32条の規定に基づき政府が適用を決定、県が措置を策定	8/27 ~9/30
三重県リバウンド阻止重点期間 【実施区域】県内全域 【対策強化区域】四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市 【内容】 ・感染防止対策不徹底または時短要請に応じていない飲食店の利用自粛 ・飲食店時短20時まで(「あんしん みえリア」認証店は21時まで) など	特措法第24条第9項、 県感染症対策条例第11条第1項	第5波を完全収束させるため県独自に措置	10/1 ~10/14

47

クラスターの発生状況

- ◆ 感染者数が爆発的に増加する中で、本庁、保健所共に業務がひっ迫したため、職場や友人間における感染事例について調査を行えず、**クラスター認定に至らない事例が発生**
- ◆ 高齢者施設関係クラスターでは、**ワクチン2回接種後の感染(ブレークスルー感染)が発生**

【波別感染者数・クラスター件数】



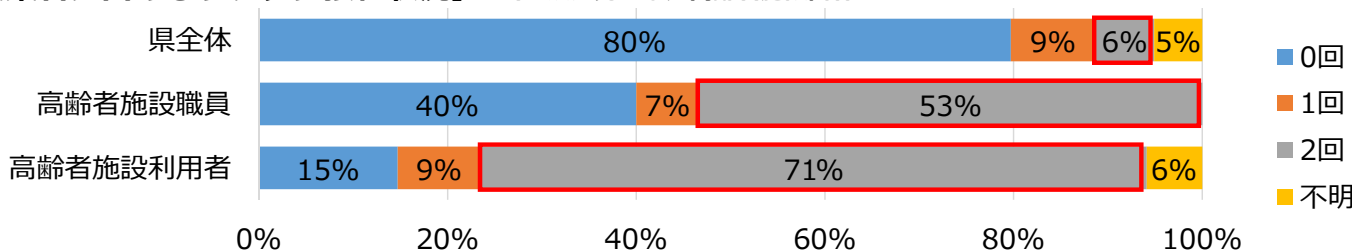
【分類別クラスター発生割合】

	第3波	第4波	第5波
県全体	1.8	1.4	0.3
職場	2.8	3.0	0.9
友人	7.5	2.6	0
医療機関	2.4	7.7	3.4
福祉施設	12.5	6.8	7.6
高齢者施設	6.7	4.3	5.3

クラスター認定に至らなかった事例が複数有

※クラスター発生割合：感染者100人あたりクラスター発生件数
 ※クラスター分類は主なタイプのクラスターのみ表記

【感染者に占めるワクチン接種状況】 ※第5波に発生した高齢者施設関係



48

⑤ 感染拡大防止対策

(2) クラスターへの対応

■ クラスターへの対応

第5波における状況と対応

- 感染者数が爆発的に増加する中で、本庁、保健所共に業務がひっ迫したため、職場や友人間における感染事例について調査を行えず、クラスター認定に至らない事例が発生
- クラスター対応にあたる職員を増員したものの、クラスター疑いのある事例全てを調査することはできず、**重症化リスクの高い施設（医療機関、高齢者施設等）での疑い事例を優先して調査することとなった**

第6波に向けた課題

- 感染者急増時においてもクラスター対応が可能な体制整備が必要

■ ブレークスルー感染への対応

第5波における状況と対応

- 第5波で発生した高齢者施設関係のクラスターでは、いずれもワクチン2回接種後の感染（ブレークスルー感染）が発生
- 高齢者施設等を対象に、**感染防止対策等にかかる研修会を開催**

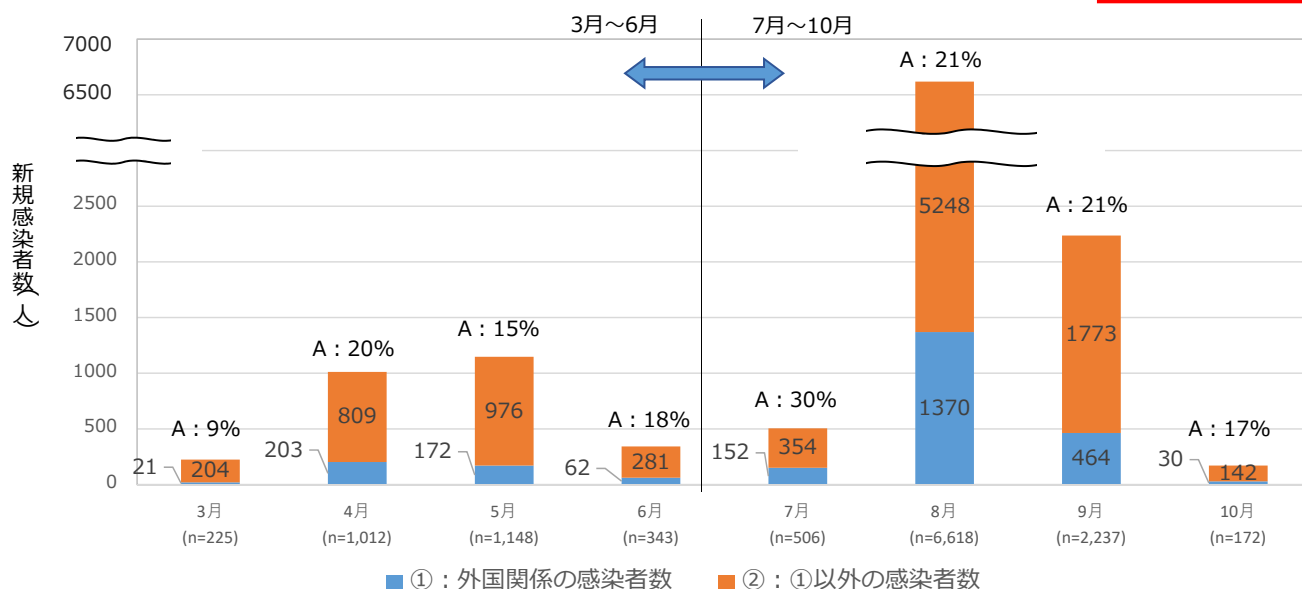
第6波に向けた課題

- 感染事例の分析や施設等に対して感染防止対策を継続するよう周知徹底が必要

49

◆第4波での感染状況をふまえ、外国人住民の感染拡大防止に取り組んだが、第5波では、全感染者に占める外国人住民の感染者の割合(21%)が、県内人口に占める外国人住民の割合(3%)の約7倍と増加

三重県内の外国人関係の陽性者の割合	R3.3~R3.10 全体	R3.3~R3.6 ※第4波を含む	R3.7~R3.10 ※第5波を含む
A: 全感染者に占める外国人関係の感染者の割合	20%	17%	21%
B: 県内総人口に占める外国人住民の割合	3%	3%	3%
C: 外国人関係の感染者のリスク比	6.7	5.7	7.0



⑤ 感染拡大防止対策

(3) 外国人住民への対応

■ 情報発信

第5波における状況と対応

- 外国人住民は、自国の生活様式や言語が共通する家族・友人間のコミュニティでのつながりが強いことにより、同じコミュニティの中で感染が拡大
- 県多言語情報提供ホームページ (MieInfo) 等で情報発信
- 多文化共生に関わる市民団体に、SNS等により外国人コミュニティに向けた情報発信を依頼
外国人住民の支援団体関係者と連携し、「自国の言語で」「絵や数字でわかりやすい」「1分程度の短い」内容の啓発動画(2種類6言語版の計12本)を作成し「三重県Facebook」で発信(7月末~8月上旬)
- 外国人を雇用する事業所等へワクチン接種の促進と感染防止対策の徹底を依頼

第6波に向けた課題

- 情報が届きにくい外国人住民に対し様々な媒体やネットワークを活用して情報発信を行うことが必要

⑤感染拡大防止対策

■ 相談体制

第5波における状況と対応

- 感染者の急増に伴い、みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）への相談が増加
- 受診・相談センターへ電話が繋がらない、保健所から連絡がない等の相談が増加
- 医療体制のひっ迫により、外国人住民が医療機関を受診できない事例が発生
- 全国的な感染者増加で通訳コールセンターの利用も急増し、通訳者が確保できず相談対応が遅滞

第6波に向けた課題

- 関係機関との連携や情報共有が必要

■ 保健所への多言語支援

第5波における状況と対応

- 自宅療養者の増加に伴い、複数の保健所から同時期に応援要請
- 常時配置している調査員兼通訳だけでは対応ができず、公益財団法人三重県国際交流財団へ緊急対応を要請

第6波に向けた課題

- 調査員兼通訳の配置を継続するとともに、感染者の急増に備え迅速に対応できる体制整備が必要

52

⑤感染拡大防止対策

■ 検査実施による早期発見

第5波における状況と対応

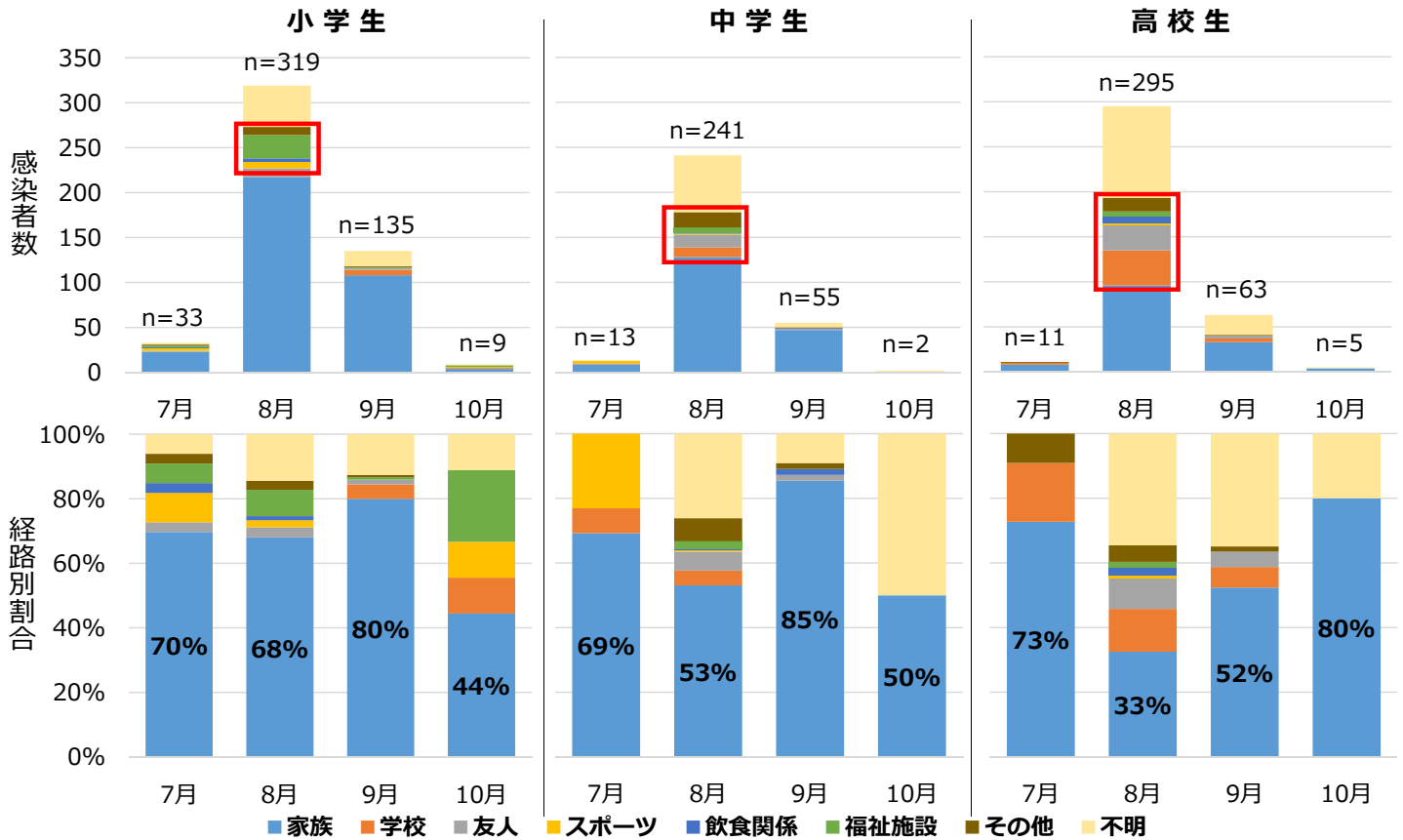
- 外国人を雇用する事業所では、社員寮など複数人が共同生活をしていたり、職場の送迎バスや休憩所等において狭い空間で密集する場面があるなど、構造的に感染につながりやすい環境が見受けられるため、県独自の取組として、外国人労働者を雇用する県内事業所（311事業所）へ抗原定性検査キットを配備

第6波に向けた課題

- 引き続き、外国人を雇用する事業所に対して抗原定性検査キットの活用を促す等、日々の健康管理の中で感染者を早期発見する取組が必要

53

- ◆小学生～高校生の感染経路は家族内感染が50%～70%程度を占める
- ◆8月は、部活動に伴う場や学校外の利用施設・活動等での感染事例が発生



⑤ 感染拡大防止対策

(4) 県立学校の児童生徒への対応

第5波における状況と対応

- 「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」等に基づき対応
基本的な感染防止対策と健康管理を徹底
- 感染経路の多くは、家族内感染であることから、家庭の協力も得ながら、児童生徒に発熱等風邪症状がある場合の自宅休養や、同居家族が濃厚接触者となったり発熱等風邪症状がある場合の自宅待機依頼を徹底し、学校内での感染拡大を防止
- 第5波と夏休みが重なっており、部活動に伴う場や学校外の利用施設・習い事の間などで感染する事例が発生
- 県の措置の実施時期に沿って、教育活動を段階的に縮小・延期
「身体接触や大きな発声を伴う活動など、対策を講じてもおおリスクが高い学習活動」
「修学旅行・遠足」（時期・行先の変更）
「体育祭・運動会・文化祭」「部活動」（実施する際には感染防止対策を徹底）
- 「三重県緊急事態措置」などを踏まえ、夏季休業明けに、分散登校やオンライン学習などの在宅学習を実施。必要に応じて、就職・進学個別指導や、特別支援学校生の居場所の確保などきめ細かな対応を実施
※県立学校の児童生徒への対応は、市町教育委員会や私立学校にも情報提供

第6波に向けた課題

- 家族内感染以外に、学校外の利用施設・活動等での感染事例も発生しており、これらの場に対する感染防止対策についての周知や情報提供が必要
- 在宅学習期間中に、オンラインホームルームやオンライン学習、プリント課題等による教科学習を進めたが、規則正しい生活リズムの維持や、実技・実習の実施、就職の採用選考に対する指導や対応などに課題。また、8月後半に爆発的な感染拡大が起こったため、児童生徒、保護者、学校は、急な教育活動の予定変更への対応を余儀なくされた
感染拡大時においても、教育活動を円滑に実施出来るよう、予めの準備が必要

第1編 レビュー

2 第5波における対応と評価、課題

(1) 予防・医療 ⑥情報提供

56

⑥情報提供

第5波における状況と対応

- 第5波においてはこれまでにない速度で感染が拡大し、感染状況や県からの要請などについて、素早く幅広く届ける必要があった
- 感染状況に応じ、県民・事業者への呼びかけを実施
(感染状況に応じた感染防止対策のお願い、緊急事態措置等の要請など知事から県民への呼びかけ19回(7/1~10/14))
- SNS(LINE(三重県新型コロナ対策パーソナルサポート)、twitter(三重県公式アカウント)など)を通じた情報発信
- 多言語での情報発信(ホームページ、SNSなど)
- ホームページにおける情報発信
 - ・県特設ページ(県民・事業者の皆様への要請内容、各種支援策、相談窓口、モニタリング指標などの感染状況 など)
 - ・ワクチン接種ポータルサイトの開設
- 若年層をターゲットとしたワクチン接種に関する動画作成
- 新聞広告、広報誌、フリーペーパー、業界誌等での啓発

第6波に向けた課題

- 必要な情報が必要な人に迅速かつ確実に届くような取組が必要
- より県民の方の理解・協力を得られるよう、分かりやすい情報提供が必要

57

第1編 レビュー

2 第5波における対応と評価、課題

(2) 事業者支援 ① 中小企業全般、飲食店等

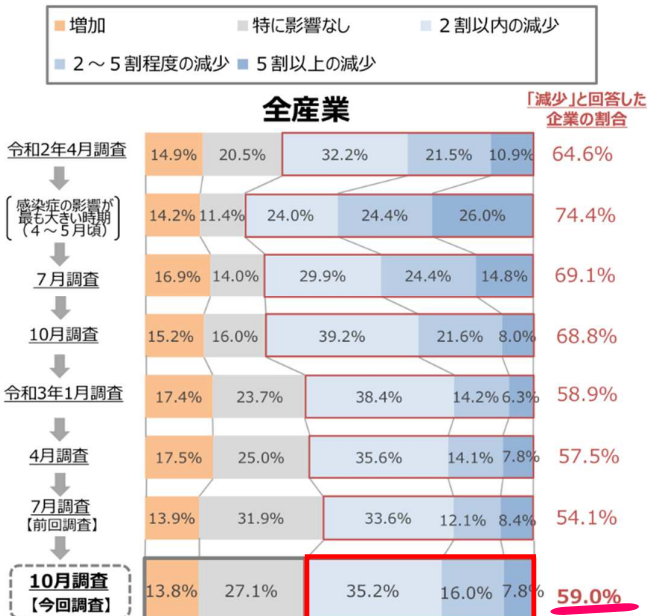
コロナによる社会の変化と県内事業者への影響

(1) 企業業績の急速な悪化

- ▶ 新型コロナの感染拡大により、最新の2021年10月調査においても平常時と比較して、**全産業の59%が業績悪化!**
- ▶ 特に宿泊・飲食では、**業績が5割以上減少と回答した企業が52%**で、大変厳しい状況

新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響に関する調査（財務省財務局）

平常時と比較した企業の業績（足下の感染症による影響）



規模・業種別（10月調査）

業種	増加	影響なし	減少	5割以上の減少
大企業	15%	30%	56%	4%
中堅企業	13%	25%	62%	11%
中小企業	13%	25%	62%	11%

業種	増加	影響なし	減少	5割以上の減少
非製造業	14%	21%	65%	13%
建設	9%	58%	33%	0%
不動産	4%	26%	70%	4%
運輸	5%	14%	81%	19%
宿泊・飲食サービス	1%	0%	99%	52%
その他サービス	5%	14%	81%	47%
小売	23%	18%	59%	1%
百貨店	0%	2%	98%	0%
スーパー	49%	14%	36%	0%
コンビニ	8%	8%	84%	0%
ドラッグストア	52%	17%	31%	3%
家電量販店	18%	52%	30%	0%
自動車販売	2%	24%	75%	2%

増加
データ社会への移行を背景とした半導体需要の高まりに伴い、国内向け、海外（中国、米国、台湾など）向けの半導体製造装置市場の拡大が加速している。【生産用機械・大・関東】

減少
巣ごもり需要を背景にスーパーなど小売店向けが堅調となっている。年内は飼料価格などコスト増加が見込まれるものの、年末にかけて需要期であり販売量・価格の増加が見込まれる。【食料品・中堅・東北】

東南アジアからの部品供給停滞の影響により足下の生産は前々年比7割減となっている。【自動車/同附属品・大・福岡】

個人客の落ち込みだけでなく、大型宴会需要・挙式需要の激減が売上に大きな影響を及ぼしている。【宿泊・大・北陸】

コロナによる社会の変化と県内事業者への影響

(2) 県内企業の景況

▶ 企業の売上状況（DI）は、「減少」がコロナ前と比較して、ほぼ倍増

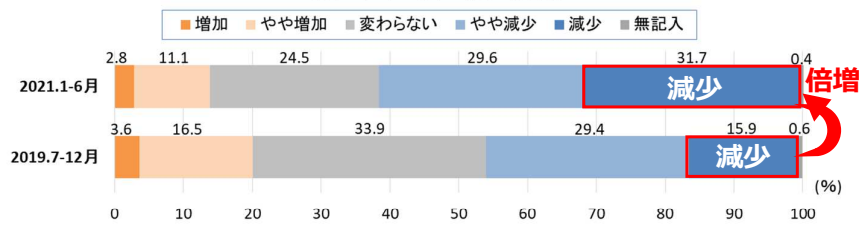
- 最新調査（2021年1-6月期） **31.7%**
- コロナ前（2019年7-12月期） **15.9%**

▶ 今後の売上見通し（DI）も減少傾向

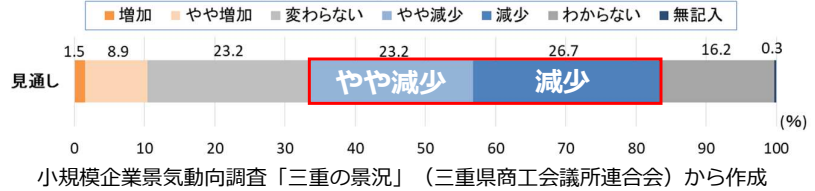
減少 26.7%
やや減少 23.2%

【参考】増加1.5%、やや増加8.9%

売上状況 (DI)

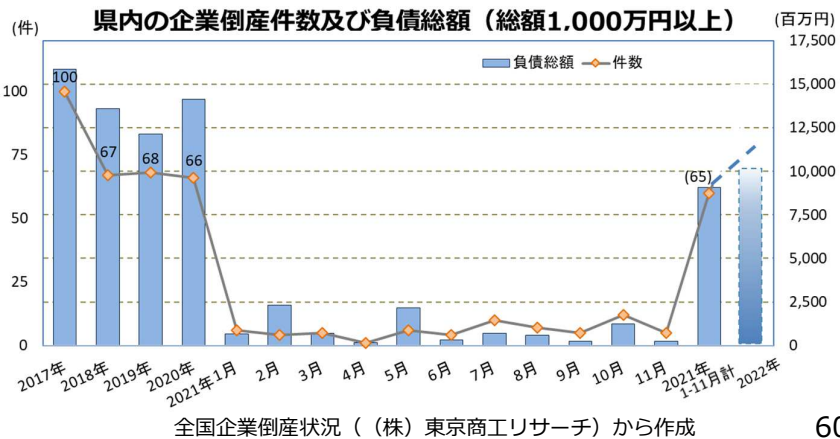


今後の売上見通し (DI)



(3) 県内企業の倒産件数・負債総額

- ▶ 緊急事態措置に伴う時短営業、外出・移動自粛等で厳しい経営状況が長期化
- ▶ 資金繰り支援等により企業倒産数は、比較的低位で推移しているものの、負債総額は高い状況
- ▶ 特に大きな影響を受けた飲食業、宿泊等のサービス業における倒産・廃業の増加やその連鎖的な波及が懸念される



第5波における事業者支援の概要

コロナ禍の外出・移動自粛等の影響により売上が減少した事業者や、社会経済動向、消費者ニーズや生活様式の変化を的確に捉えて積極的に事業を展開しようとする事業者を支援

(1) 中小企業・小規模事業者向け

(R3.12.14現在)

主な内容	申請要件等	受付期間	申請数	予算額
地域経済応援支援金（8・9月/10月分）				
8・9月：緊急事態宣言・まん延防止等重点措置等の影響を受けた事業者	対前年又は前々年同月比	8・9月	8・9月 受付中 (4,812)	8・9月分 9億6,740万円
10月：三重県リバウンド阻止重点期間及び外出控えの影響を受ける事業者	売上減少30%以上	10/1-12/15	10月 受付中 (1,587)	10月分 4億7,500万円
感染防止対策強化推進補助金（1期・2期）				
これまでの感染防止対策に加えて、さらなる感染防止対策のために行う物品等の購入を支援	感染防止対策物品、非接触のデジタル化物品等の購入費	1期 5/31-6/25 2期 6/10-10/31	1期 2,410 2期 2,755	1期 2億1,070万円 2期 2億1,999万円
感染防止対策強化アドバイザー派遣				
事業継続のため、3分野でアドバイザーを派遣（①感染対策強化、②デジタル活用、③BCP策定）	1事業者2回まで	5/31～11/30	205	2,787万円
感染拡大阻止PCR検査補助金				
事業者が行う従業員等に対する独自のPCR検査の検査経費を補助	新型コロナウイルス感染者が発生した県内企業	6/21-3/18	受付中 (100)	2,000万円
生産性向上・業態転換補助金（2期・3期）				
アフターコロナを見据えた経営計画と実現への取組を進めるための支援	経営向上計画の作成	2期 5/31-7/7 3期 8/26-9/24	2期 623 3期 362	2期 6億1,556万円 3期 2億3,100万円

第5波における事業者支援の概要

(2) 飲食店等事業者向け

(R3.12.14現在)

主な内容	申請要件等	受付期間	申請数	予算額
飲食店時短要請等協力金（4期・5期）				
4期 飲食を主とする店舗はカラオケ不可 重点措置区域は酒類不可 5期 飲食を主とする店舗はカラオケ不可	4期 20時までの営業 5期 認証店21時まで その他20時まで	4期 10/1-11/5 5期 10/18-11/19	4期 6,451 5期 2,604	4期 84億870万円 5期 18億5,200万円
集客施設時短要請等協力金（第3期）				
営業時間短縮要請に応じた集客施設等 に対する協力金	20時までの営業（休業/非飲食業カラオケ事業者）	10/1-11/5	200	17億6千万円
酒類販売事業者等支援金（8・9月/10月分）				
8・9月 緊急事態宣言・まん延防止等 重点措置等の影響を受けた事業者 10月 三重県リバウンド阻止重点期間 の影響を受ける事業者	対前年又は 前々年同月比 売上減少30%以上	8・9月 10/1-12/15 10月 11/5-1/14	8・9月受付中 (171) 10月受付中 (24)	8・9月 9,520万円 10月 3,400万円
あんしんみえリア（飲食店第三者認証制度）				
第三者（県）による感染予防対策を 行う飲食店等の認証	45項目（カラオケ+ 6、社交飲食+4）	5/11～	申請 3,304 認証 2,747	1億955万円
GoToイート				
県内約3,300の飲食店で使えるプレミ アム付食事券を発行（国事業）	食事券の購入は県民 限定	利用期限 R3.11.23まで	販売済セット 87万4,388	販売済額 89億8,276万円

62

① 中小企業全般、飲食店等

(1) 中小企業・小規模事業者に対する支援

第5波における対応

第4波での取組

飲食店取引事業者等支援金

飲食店の時短営業の影響を受ける飲食店取引事業者、タクシー、運転代行業等についても支援

▶ 4月～6月の売上が、前年又は前々年
同月比で**30%以上減少した**事業者に
売上減少額を右記金額を上限に支給
(月次支援金との併給は不可)

支給上限額

中小法人等 10万円

個人事業者等 5万円

「地域経済応援支援金」の創設

- ▶ まん延防止等重点措置、緊急事態措置に伴い
外出・移動自粛要請等の影響が幅広い業種に拡大
(拡大要望業種：理美容、イベント、土産物店など)
- ▶ 業種を問わない事業者支援、国の「月次支援金」
との併給も可能に

売上減少率	30～50%	50～70%	70～90%	90%～
1か月あたり 支給上限額	中小：10万円 個人：5万円	中小：10万円 個人：5万円	中小：20万円 個人：10万円	中小：30万円 個人：15万円
月次支援金と併せて 2か月分（最大）	-	中小：60万円 個人：30万円	中小：80万円 個人：40万円	中小：100万円 個人：50万円

事業者の声

- ▶ 支援制度の充実はありがたいものの、国・県・市町で様々な制度があり、とてもわかりにくい。
- ▶ 事業再構築等の支援は、単なるビジネスノウハウではなく実際に取り組める中身にしてほしい。

第6波に向けた課題

○ 事業者が利用しやすい支援制度

国・県・市町の支援が充実したものの、それぞれの要件等も異なり、必ずしも事業者が利用しやすい制度とはいえない。今後は、国の動きを踏まえつつ、わかりやすい支援制度の構築が必要

○ 事業継続に向けた業態転換等への支援

個人消費の伸び悩みと売上減少が続く中で、経営者が実際に事業再構築や業態転換に取り組むことができるような具体的な事例を用いたわかりやすい支援策が必要

63

① 中小企業全般、飲食店等

(2) 時短要請等協力金

第5波における対応

第4波での取組

飲食店時短要請等協力金

- ・ 協力金の支給に時間を要する事例が全国で問題化
- ・ 本県でも、第1～3期（4月下旬から6月末まで）の**協力金支給に長期間を要する事例**が発生

■ 支給事務の迅速化

- ▶ 必要添付書類の簡略化等により事業者の申請事務負担を軽減するとともに、申請手続不備を未然防止

■ 「早期支給」制度の導入

- ▶ 一定の要件を満たす事業者を対象に、時短要請期間終了を待たずに協力金の一部を先行給付
 - 第4期（8月・9月） 一律 **37万5,000円**
 - 第5期（10月） 一律 **17万5,000円**

■ 飲食店等事業者の声

- ▶ 直前まで時短・休業要請の内容がわからない。感染防止対策の重要性は理解するものの、仕入れやアルバイト従業員の手配などもあり、すぐには営業時間の変更や休業の要請には対応できない。
- ▶ 早期支給の実施はありがたいが、協力金をもっと早く支給してほしい。

第6波に向けた課題

○ 時短要請対応に関する事業者の負担軽減

感染急拡大に伴う時短・休業の要請について、事業者への事前周知が十分に行き届かなかった
→ 「三重県指針ver.14」及び「みえコロナガード」により、**時短要請等の情報を事前周知**

○ 支給事務の更なる迅速化

協力金申請の審査体制を強化することで、さらなる支給事務の迅速化が必要

64

① 中小企業全般、飲食店等

(3) みえ安心おもてなし施設認証制度（あんしん みえリア）

第5波における対応

第4波での取組

- ▶ 感染防止対策に取り組む飲食店の申請を受け、三重県が基準に基づき現地確認のうえ、飲食店を認証（R3.5.11制度開始）
- ▶ 認証店には、認証マークを交付するとともに、県ホームページで紹介

みえリア認証施設数 2,747店舗
(R3.12.14現在)



■ 認証店に対する時短要請の緩和

R3年10月、みえリア認証店のみ、通常20時までの時短要請を21時までとする緩和措置を実施
→ **申請の急増に対応するため、現地確認体制を強化し認証待ち店舗を早期解消**

■ 飲食店等事業者の声

- ▶ 感染拡大防止のため時短要請を行うことは理解できる。一方で、飲食店はしっかりと感染対策に取り組んでいることも知ってもらいたい。
- ▶ ワクチン・検査パッケージの導入により、お客さんが安心してご来店いただけると期待している。

第6波に向けた課題

○ 認証店の利用促進と飲食店の感染対策へのインセンティブ

飲食店利用者への制度周知とともに、感染対策を徹底している飲食店へのインセンティブが必要

○ ワクチン・検査パッケージ導入に向けた準備

第6波到来を見据え、登録店舗数の拡大と利用者への制度周知が必要（12/7登録受付開始）

65

① 中小企業全般、飲食店等

(4) 中小企業・小規模事業者向け オンラインを活用した販路拡大支援

第5波における対応

第4波での取組

■ 通販ポータルサイトの運営

▶ 「三重のお宝マーケット」

において、

- ・プレゼントキャンペーン
- ・送料支援キャンペーン等を実施

商品掲載 **556商品**
(R3.12.14現在)



■ 商談機会の創出等

- ▶ 国内外向け
オンライン商談会
を開催

商談機会の創出
315件



■ 送料無料キャンペーンの実施

プレゼントキャンペーン等に加え、帰省出来ない方に向け「帰省BOX」を販売

■ 地域商社と連携した販路拡大支援

地域商社の既存商流を活用し、首都圏の高級百貨店及び海外への販路拡大を支援

第6波に向けた課題

○ 県内事業者におけるDX人材の育成支援

ECサイト間の競争が激化する中、自社サイトへのアクセス解析やデータ分析を実施し、効果的な情報発信に取り組めるDX人材の育成が必要

○ 販路拡大に向けた県内地域商社の育成

県産品の販路を効率的に拡大するため、商談会の開催等の個社支援と合わせ、地域商社と連携した面的な支援が必要

第1編 レビュー

2 第5波における対応と評価、課題

(2) 事業者支援 ②観光事業者

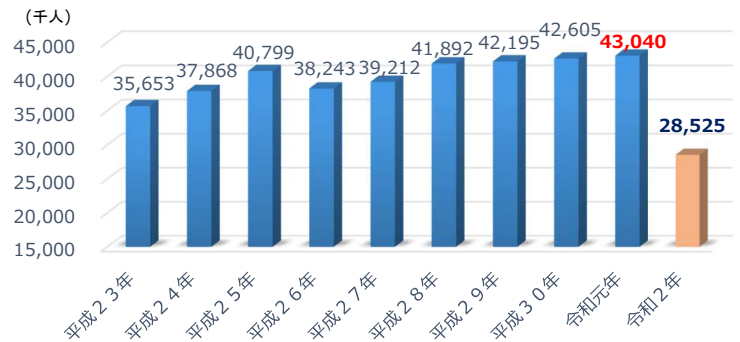
コロナによる社会の変化と県内観光事業者への影響

(1) コロナがもたらした社会変化

■ 旅行需要の急激な減少

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言の発令等により旅行需要が一気に喪失
- ▶ 県内観光レクリエーション入込客数調査において、感染が拡大した令和2年は、**対前年比33.7%減の大幅減少!**現在の調査方式となった平成17年以降で**過去最低を記録!**

県内観光レクリエーション入込客数

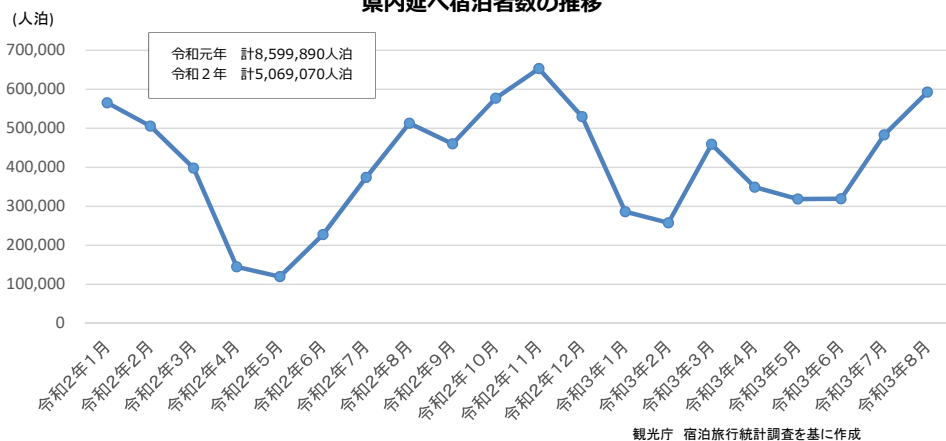


(2) 県内観光事業者への影響

■ 長期化するコロナの影響

- ▶ 観光地の中核をなす宿泊施設利用者数は、**令和元年から41.1%減!**
- ▶ 特に大型連休、夏休み、年末年始の**繁忙期の需要が感染拡大により大幅に消失する**など、大変厳しい状況!
- ▶ コロナの状況次第で旅行需要が浮き沈みするため、今後の見通しが立たず、**この先の経営状況が不透明!**

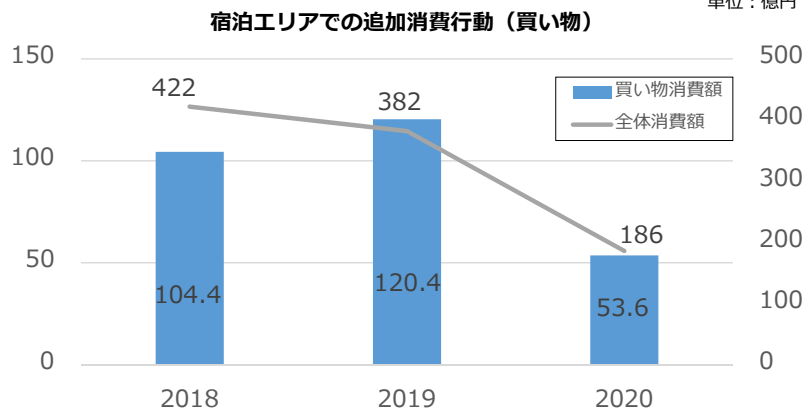
県内延べ宿泊者数の推移



コロナによる社会の変化と県内観光事業者への影響

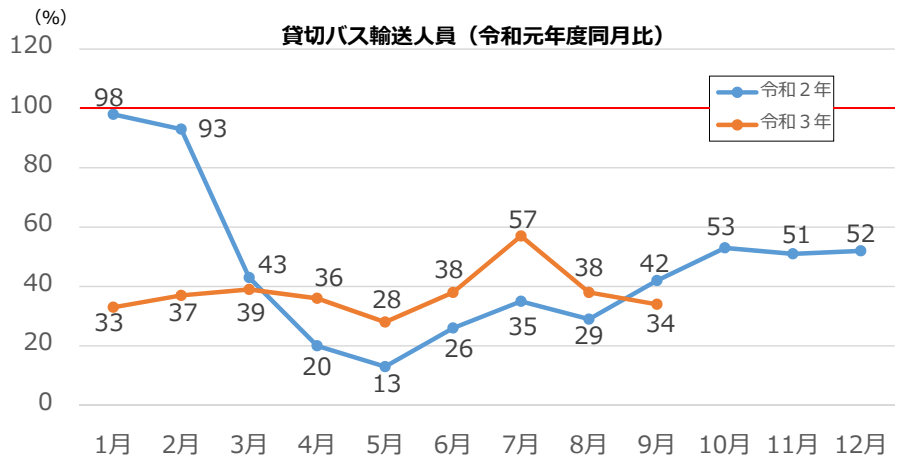
(3) 土産物店への影響

- ▶ 買い物に対する消費額は、令和元年から**対前年比55.4%減の大幅減少!**
- ▶ 観光地へ旅行をしても帰ってから出かけたことを言いにくい状況から、お土産そのものの購入動機が減少
- ▶ 団体旅行の減少や高齢者の出控えも影響大



(4) 交通事業者への影響

- ▶ 貸切バスの輸送人員数は、**対令和元年比で13%~57%で推移**
- ▶ 特に高齢者を中心に団体旅行が懸念されたことにより大幅に減少
- ▶ 感染症が一定落ち着いたことから、教育旅行の需要が回復してきたが、高齢者や、地域・職域などの団体旅行の回復はまだまだの状況



70

事業者支援の概要

(1) 観光事業者への支援

(R3.12.16現在)

	事業名	主な内容	申請要件等	受付期間	申請数	予算額
観光事業者	○三重県観光事業者支援金	県内の観光施設、宿泊施設、土産物店、体験事業者に対して、支援金を支給（最大200万円）	令和3年4月~6月対前年又は前々年同月比売上減少30%以上	6/21 - 9/30	614件	10億4,811万円
	○県内宿泊事業者感染防止対策等支援補助金	宿泊施設に対して、感染拡大防止のための物品購入や前向きな投資等に要する経費を補助（最大1,000万円） ・補助率：感染防止対策10/10 前向きな投資4/5	旅館業法の許可を得て県内で宿泊施設を営む事業者	7/12 - 12/28	受付中 (425件)	33億4,636万円
	○あんしん みえリア（観光事業者第三者認証制度）	県内の観光地を安心して訪れることができる環境整備を促進するための、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度	県が定める認証基準を満たした観光施設、宿泊施設、土産物店、体験事業者	6/30~R5/3/31	申請数 1,057件 認証数 985件	1億54万円

(2) 旅行需要の喚起

(R3.12.16現在)

	事業名	主な内容	利用期間	利用者数	予算額
観光事業者	○みえ得トラベルクーポン	県民を対象に県内の宿泊及び日帰り旅行を1人（1泊）最大5千円割引。観光地の土産物店、飲食店、観光施設やタクシー・レンタカー等の約1,700店舗で利用可能な「みえ得トラベル地域応援クーポン」を1人（1泊）当たり2千円配布	第1弾:7/8-8/31 第2弾:10/15-11/30 第3弾:12/1-12/31	第1弾延べ利用者数： 10万6千人以上 第2弾延べ利用者数： 19万8千人以上	37億7,820万円
	○みえのあそキャン'21	体験予約サイトに掲載の県内のあそび体験を割引料金で利用できるキャンペーンを実施	第1弾:7/10-8/31 第2弾:10/15-12/14	第1弾延べ利用者数： 2,178人	49,995千円
観光事業者	○旅行商品造成支援	県内観光産業の早期回復、再生を図るために、県内旅行会社を対象に、旅行商品の造成及び販売を支援	販売開始：10/22	—	1億3,626万円
	○教育旅行支援	県内観光地の事業者の回復を支援するため、県内の学校が県内を行先として実施する教育旅行に対する支援を実施	受付：4/1~R4/1/11	受付中 (交付決定数： 1,049校、78,808人) ※R3.12.10現在	1億1,369万円

71

②観光事業者

(1) 観光事業者に対する支援制度 みえ安心おもてなし施設認証制度（あんしん みえリア）

第5波における対応

■ あんしんみえリア

- ▶ 感染防止対策に取り組む観光事業者（宿泊施設、観光施設、土産物店、体験事業者）の申請を受け、三重県が基準に基づき現地確認のうえ、観光事業者を認証
- ▶ 認証施設には、認証マークを交付するとともに、県ホームページで紹介

現在の認証施設数 **985施設**
(R3.12.16現在)



■ みえリア認証施設数の増加、認証作業の迅速化

あんしん みえリアの認証施設数を増加させるため、申請施設の認証作業を迅速化

第6波に向けた課題

- 観光地での面的な認証
みえリア認証施設を増加させ、観光地での面的な認証体制の構築が必要
- 認証取得に対するインセンティブの設定
認証取得を促進するため、認証取得に対するインセンティブ措置が必要

72

②観光事業者

(2) 旅行需要の喚起 みえ得トラベルクーポン

第5波における対応

第4波収束時における主な取組

①みえ得トラベルクーポン

旅行需要や観光地での消費を喚起するため、国の地域観光事業者支援制度を活用し、「みえ得トラベルクーポン」を実施

②その他の需要喚起策

体験コンテンツを割引価格で利用できる「みえのあそキャン'21」や県内観光地を公共交通機関等を活用してお得に周遊できる商品の造成、県内の学校が県内を行先として実施する教育旅行を支援

▶ みえ得トラベルクーポンの第1弾利用実績

利用人数：約10.6万人

8月宿泊実績：休日1に対して平日は0.6の利用者数
(インターネット旅行事業者の8月宿泊実績より)

▶ 感染拡大により旅行需要喚起策を停止

「みえ得トラベルクーポン」について、8月12日に新規発行を停止し、8月17日に利用自粛を要請

第6波に向けた課題

- 旅行需要の平準化
平日対策を実施し、旅行需要の平準化を図ることで、旅行需要の集中化を避けて感染リスクを減少させることが必要
- 中長期的な旅行需要喚起策
需要喚起策終了後に予想される反動減対策や、その先の冬の閑散期対策など中長期的な対策が必要

73

三重県 新型コロナウイルス感染症対策大綱 第2編 第6波に向けた対策

74

みえコロナガード (Mie Covid-19 Guard)

「対策大綱」策定に先駆け、

第6波に備える4つの柱を整理

(令和3年10月18日公表)

①感染拡大防止アラート等の設定

②検査体制の整備

③ワクチン接種体制の整備

④医療提供体制の整備

「みえコロナガード」を基に、今後の対策を策定

75

レビューで得た評価・課題等をふまえ、第6波に向けた対策を示す。

1 第6波に向けた対策 … 74ページ

(1) 予防・医療

- ①保健所・本庁の体制 …… 78ページ
- ②検査体制 …… 80ページ
- ③ワクチン接種 …… 86ページ
- ④医療提供体制 …… 90ページ
- ⑤感染拡大防止対策 …… 100ページ
- ⑥情報提供 …… 110ページ

(2) 事業者支援

- ①中小企業全般、飲食店等 … 112ページ
- ②観光事業者 …… 118ページ

第2編 対策

1 第6波に向けた対策

(1) 予防・医療

①保健所・本庁の体制

①保健所・本庁の体制

- 感染者の増加に伴って増大する保健所業務（陽性者への症状の確認・濃厚接触者等の特定、濃厚接触者等への検査の調整、健康観察、自宅療養者の健康フォローアップ等）や本庁業務（患者情報の収集・公表、情報分析、入院調整、病床確保、宿泊療養施設の運営等）に的確に対応するため、責任と権限を行使できる**臨時的でない本務職員を追加配置**することにより体制を強化
 - ・令和3年11月1日付で**本庁の1課2PT体制を1課4PT体制に組織改正し、15名を増員併せて、保健所も担当職員を4名増員、さらに、12月1日付で保健所に2名増員**
- 県職員・市町保健師による応援体制、自宅療養者の健康フォローアップに従事する看護師など会計年度任用職員の任用、人材派遣会社の活用を継続（さらなる感染拡大が確認された場合は、必要に応じてこれらの体制を強化）
- 感染拡大時に迅速に対応できる体制とするため、**県の応援職員（約350名）を事前にリスト化するとともに、業務マニュアルを配布し、WEB研修を実施**

フェーズ	フェーズ1	フェーズ2 1週間あたりの陽性者 15人/10万人以上	フェーズ3 1週間あたりの陽性者 30人/10万人以上
体制整備に必要な人員	94.5人	94.5~157.5人	157.5~322人
人員確保の方法	・看護師などの医療職を任用 ・人材派遣会社を活用	左記に加えて、 ・保健所の通常業務の休止による応援体制の確保 ・他部署の職員への兼務発令 ・市町保健師への併任発令	

- 中和抗体薬や経口薬の投与体制等の整備、新たな変異株への対応など、今後想定される新たな業務に保健所・本庁が機動的に対応できる体制を引き続き構築

第2編 対策

1 第6波に向けた対策

(1) 予防・医療

②検査体制

80

②検査体制

○過去最大規模の検査需要が生じた場合にも十分に検査できるよう、検体採取体制、検査（分析）能力等の点検・検証を行い、必要な検査体制の整備を推進

検査	対応等
行政検査 (疑い者への検査)	<ul style="list-style-type: none">○保健所への応援体制の強化 →第5波と同様の感染状況となった場合を想定した体制を整備○民間検査機関との連携 →感染拡大時における無症状の濃厚接触者等への検査について、民間検査機関を活用 <p>※感染者急増時には、学校や事業所等の協力を得て濃厚接触者等の特定を行い行政検査を実施</p> <p>※緊急事態措置、まん延防止等重点措置の実施中には、医療機関において医師が陽性と診断した者の同居家族等の濃厚接触の可能性のある者に対して行政検査を実施</p>
変異株への対応	<ul style="list-style-type: none">○11月末、新たな変異株であるオミクロン株を国内で初めて確認○ゲノム解析を実施するとともに、変異株PCR検査体制を維持

81

②検査体制

検査	対応等
無料PCR検査事業	<ul style="list-style-type: none"> ○第6波による感染拡大が懸念される中、人の往来が多くなる年末年始を控え、事業期間を延長するとともに、実施方法を変更して対応 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年12月までとしていた申込期間を令和4年2月10日まで延長 ・検査対象者に帰省予定者を追加 ・個人単位だけでなく、事業所・施設単位での申し込みも可能 ・商業施設等に設置する啓発ブースで検査キット配布 ○国の検査無料化事業を補完しながら実施
抗原定性検査キット	<ul style="list-style-type: none"> ○県独自に外国人労働者を雇用する県内事業所を対象に配備 ○国事業として医療機関、高齢者施設等の従事者を対象に配布
社会的検査	<ul style="list-style-type: none"> ○5月から実施してきた社会的検査は、感染状況をふまえ、11月末で休止するものの、今後感染の再拡大が見られた場合には、速やかに再開を検討

82

(参考) 新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の状況 (令和3年10月29日)

1. 検査需要の把握について

検査需要見通し：13,850件/日

(1) 今後の感染拡大に備えた検査需要

○基本の検査需要：5,150件/日

※1日当たり過去最大の感染者数(515人)と同程度の感染状況を想定し、その際の陽性率を10%に維持するものとして割り戻して計上

○高齢者施設等における検査需要：3,000件/日

※5月以降に実施した社会的検査における最大検査実績数(15,330件/週)より算出

(2) インフルエンザの流行に伴う発熱患者等の検査需要

○インフルエンザの流行に伴う発熱患者等の検査需要：5,700件/日

※インフルエンザの流行がピークとなる週の週間のインフルエンザ抗原定性検査数を、直近5年間のインフルエンザ抗原定性検査数の平均の1割程度(34,200件/週)と想定し算出

2. 検査(分析)の体制(最大時)

1日当たり最大検査可能件数：16,230件/日

検査(分析)体制については、これまで1日当たり最大検査可能件数を8,570件/日としてきたところ、民間検査機関の活用促進や各医療機関における検査機器の導入が進んでいることに加え、今冬のインフルエンザ流行をふまえた対応を考慮することで、1日当たり最大検査可能件数は、16,230件/日となり、過去最大規模の検査需要が生じた場合の検査需要13,850件/日を上回っている

第5波で課題となった検体採取体制については、①検体採取に対応可能な診療・検査医療機関の拡充、②唾液検体による郵送検査の活用、③民間検査機関による検体回収体制の構築により対応

83

(参考) 検査無料化事業 (国)

事業名	ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業	感染拡大傾向時の一般検査事業
概要	・感染対策と日常生活の両立を図る手段として、「 ワクチン・検査パッケージ 」等の利用を促し、検査の受検を浸透させるため、 健康上の理由等によりワクチン接種ができない者の検査を無料化	・ 感染拡大の傾向が見られる場合 には、都道府県知事の判断により、自己の意思に基づく未接種者、ワクチン接種者を含め、幅広く 感染不安などの理由による検査を無料化
対象者	・ 健康上の理由によりワクチン接種を受けられない者 ・ 12歳未満の子供 ※いずれも無症状者が対象 ※自己の意思に基づく未接種者、ワクチン接種者は対象外	・無症状の住民(県内在住)であれば 特段の制限なし
無料対象となる検査	以下の取組で必要となる検査 ・ワクチン・検査パッケージ制度 ・民間が自主的に行うワクチン接種歴や検査結果を確認する取組	・都道府県知事の判断により、特措法第24条第9項等に基づき検査受検を要請し、要請に応じた住民が受検する検査
実施場所	・医療機関、薬局、衛生検査所等 ・ワクチン・検査パッケージ制度等登録事業者	・医療機関、薬局、衛生検査所等
検査・実施方法	・PCR検査等（抗原定量検査、LAMP法を含む） ⇒検体採取の立会い、検査機関への検体送付 ・抗原定性検査 ⇒検体採取・検査の立会い ※原則対面で実施（対面が困難な場合は、オンライン・ビデオ方式の利用も可）	左記同様
対象地域	制限なし ※「ワクチン・検査パッケージ」が適用されるのは、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に該当する地域が想定される	感染拡大の傾向が見られる地域 ※レベル2以上が想定される
その他	・ 令和3年度限りの事業	

第2編 対策

1 第6波に向けた対策

(1) 予防・医療

③ ワクチン接種

86

③ ワクチン接種

■ ワクチン接種の推進

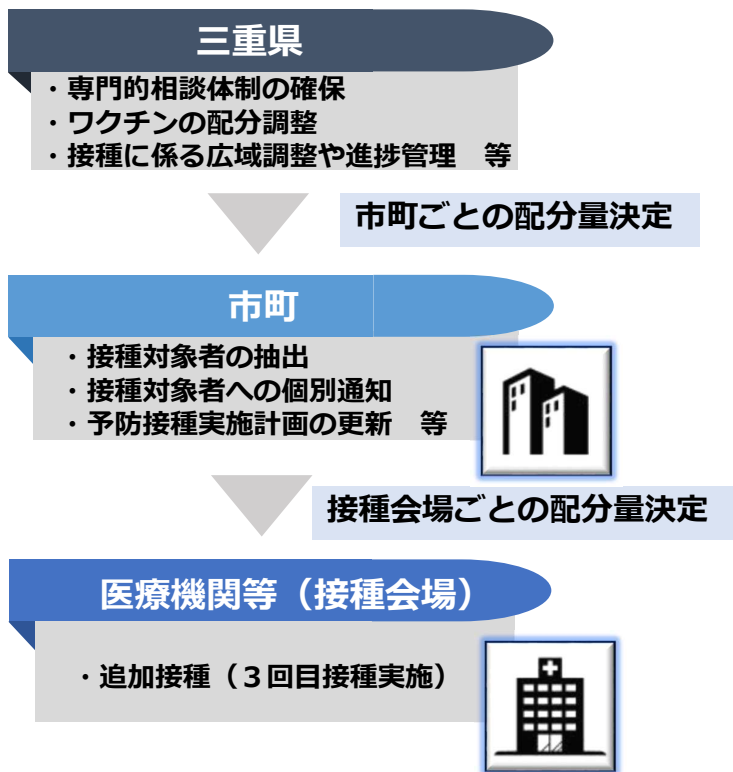
○ ワクチン接種を希望する全ての方が接種を受けられるよう、2回目接種の完了に向け、市町や関係団体等と連携し、**若年層を含めた円滑なワクチン接種を推進**

■ 追加接種（3回目接種）

○ **追加接種（3回目接種）**に向け、各市町や関係機関等と緊密に連携し、**必要となるワクチンを配分**するとともに、**市町における接種体制構築を支援**

87

追加接種（3回目接種）の体制構築

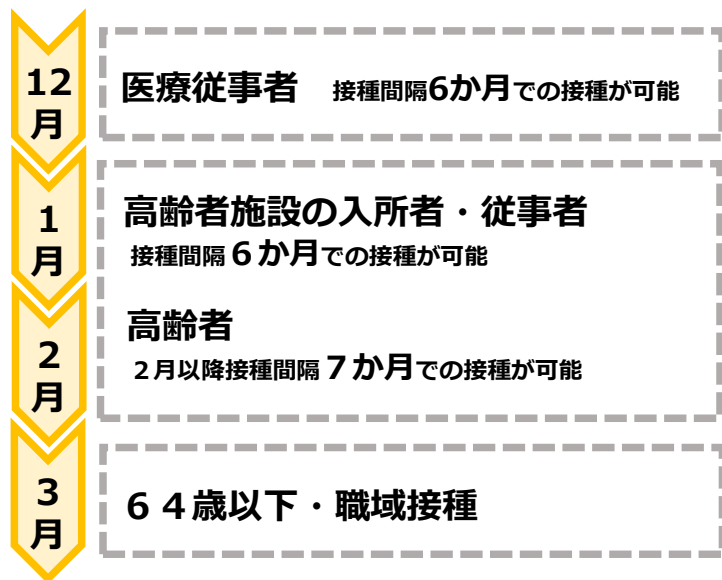


追加接種（3回目接種）のスケジュール

追加接種対象者

- ・ 2回目接種完了から原則8か月以上経過した
18歳以上の方全員 ※一部対象者については前倒し接種が可能

主な対象者ごとの追加接種開始時期



第2編 対策

1 第6波に向けた対策

(1) 予防・医療

④ 医療提供体制

90

④ 医療提供体制

■ 入院医療

対象者：重症患者、中等症患者、重症化リスクの高い患者（妊婦を含む）

重症患者、中等症患者、重症化リスクの高い患者（妊婦を含む）が確実に入院できるよう病床の確保、効率的な運用等を実施

- 受入病床の増床に向けて可能な限り医療機関と調整を継続
- 入院調整の地域差を解消し、入院を必要とする患者をより確実に入院へつなげるよう、感染の拡大前からすべての入院調整を県医療調整本部に一元化
- 病床ひっ迫時においては、確保病床の効率的な活用を図るため、**症状が軽快した患者の転院や宿泊療養施設への転所を積極的に実施**することとし、その**基準や流れを明確化**
- 確保病床への受入れが迅速かつ確実に可能となるよう、受入医療機関との間で、フェーズ切替えの依頼から確保病床を即応化するまでの期間や、患者を受け入れることのできない正当な理由等について明確化し、医療機関と当該事項について書面を締結

91

④ 医療提供体制

■ 臨時応急処置施設

対象者：中等症Ⅱ患者

自宅療養等の患者の増加に備え、症状が急変した場合の受入施設を確保

- 感染拡大時における救急医療のひっ迫防止や中等症患者の受入を行うための、**臨時応急処置施設を2施設（津市、北勢地域）設置**

■ 宿泊療養

対象者：中等症Ⅰ患者、軽症患者、無症状者

患者増加時に確実に受け入れられるよう施設を確保するとともに、無症状・軽症の患者だけでなく中等症患者も受け入れることができるよう体制を整備

- 宿泊療養施設として**5施設665室を確保**
- 宿泊療養施設を**医療機能強化型の施設とし**、感染状況に応じた入所基準の緩和等により、**重症化リスクの高い患者や中等症Ⅰ患者を受入れるとともに、中和抗体療法の実施体制を強化**

92

④ 医療提供体制

■ 自宅療養

対象者：軽症患者、無症状者

治療を必要とする自宅療養者の症状軽減等のための体制、パルスオキシメーターや食事等の配送体制を充実

- 保健所職員を増員し、**自宅療養フォローアップセンターの体制を強化**
- 地域の医療資源を把握したうえで、関係団体との連携を促進し、**治療等が必要な自宅療養者への医療提供体制を充実**
- 地域の医療機関と連携し、**中和抗体薬の投与体制を整備**
- 自宅療養者への医療提供等のフォローアップを充実するため、医療機関、訪問看護事業所、薬局への**協力金制度を創設**
- 脱水症状や消化器症状にも対応した食事の提供やパルスオキシメーター、食事及び衛生用品の配送体制を充実するとともに、**市町や関係団体とも連携**

93

今夏における最大の感染拡大時と同程度の感染拡大が生じることを前提に、機動的で実効性の伴う具体的な計画を策定し体制を整備

1. 今夏の感染拡大時の状況（最大値）

- (1) 新規感染者数：515名
- (2) 療養者数：3,170名
- (3) 入院者数：323名、宿泊療養者数：116名、自宅療養者数：2,790名
- (4) 確保病床数：513床、確保居室数：259室
- (5) 確保病床使用率：69.2%、確保居室使用率：48.3%

2. 今後の感染拡大のピーク時の想定

- (1) 最大新規感染者数：515名
- (2) 最大療養者数：3,170名（入院461名、宿泊400名、自宅2,309名）



3. 今後の感染拡大のピーク時に向けた体制

ピーク時の想定から、病床稼働率を勘案し、入院が必要な患者(461名)全員が療養できる体制(576床)を病床・臨時応急処置施設により整備

- (1) 感染症患者受入病院：532床
 - (2) 臨時応急処置施設：44床
 - (3) 宿泊療養施設：665室
- ➡ 合計576床を確保

感染拡大のフェーズに応じた患者の療養先の振り分けの考え方

1. 感染拡大のフェーズに応じた患者の療養先の振り分けの考え方

- ・患者療養先の振り分けの考え方を事前に明確化し関係者間で共有
- ・病床占有率が30%を超えた場合、症状が軽快した患者の転院や宿泊療養施設への転所を積極的に実施

《振り分けの考え方》

療養の種別	対象者	備考
入院	重症患者、中等症患者 重症化リスクの高い患者（妊婦を含む）	感染拡大時には、重症者、中等症Ⅱの受入に重点化
臨時応急処置施設	中等症Ⅱ患者	感染拡大時に運用開始
宿泊療養	中等症Ⅰ患者、重症化リスクの高い患者、軽症患者、無症状者	中等症Ⅰは感染拡大時
自宅療養	軽症患者、無症状者	

2. 受入可能病床情報の地域の関係者間での共有による迅速な入院調整の方法

- ・入院対象者の地域差を解消し、感染拡大時においても入院を必要とする方がより確実に入院できるように、全ての入院調整機能を県医療調整本部に一元化
- ・確保病床数、病床稼働率、入院患者数等を、新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関・保健所・消防本部・医師会・医療コーディネーター等の関係機関と毎日共有

3. 医療機関別の病床確保状況等の公表

県の医療提供体制の実情について、県民の理解を深めるため、新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関別の確保病床数や入院患者数を公表

今夏の感染拡大をふまえた病床・宿泊療養施設確保計画の見直し

- 第5波への対応をふまえた、病床・臨時応急処置施設・宿泊療養施設の確保により、各フェーズにおける病床・居室を次のとおり確保
- 最大確保病床数として576床を確保、第5波のピーク時（513床）と比較し、63床を増床（臨時応急処置施設における確保病床を含む）

《病床確保計画》

	フェーズ移行のタイミング	即応病床数	内重症者用
フェーズ1	—	245	41
フェーズ2	フェーズ1の病床占有率が30%を超えた日から14日後	290	45
フェーズ3	フェーズ2の病床占有率が30%を超えた日から14日後	455	50
緊急フェーズⅠ	フェーズ3の病床占有率が30%を超えた日から14日後	465	50
緊急フェーズⅡ	次のうち2つ以上に該当した日から14日後 ・新規感染者数（直近1週）が15人/人口10万人以上 ・病床占有率30%以上 ・重症病床占有率20%以上	542	56
緊急フェーズⅢ	次の2つに該当した日から14日後 ・病床占有率30%以上 ・重症病床占有率20%以上	576	56

《宿泊療養施設確保計画》

	フェーズ移行のタイミング	即応居室数
フェーズ1	—	230
フェーズ2	フェーズ1の居室使用率が30%を超えた日から14日後	561
フェーズ3	フェーズ2の居室使用率が30%を超えた日から14日後	665

※病床・宿泊療養施設確保計画におけるフェーズ移行の考え方

基準に達した時点でフェーズの切り替えの準備を開始し、14日以内に切り替えを完了させる

④ 医療提供体制

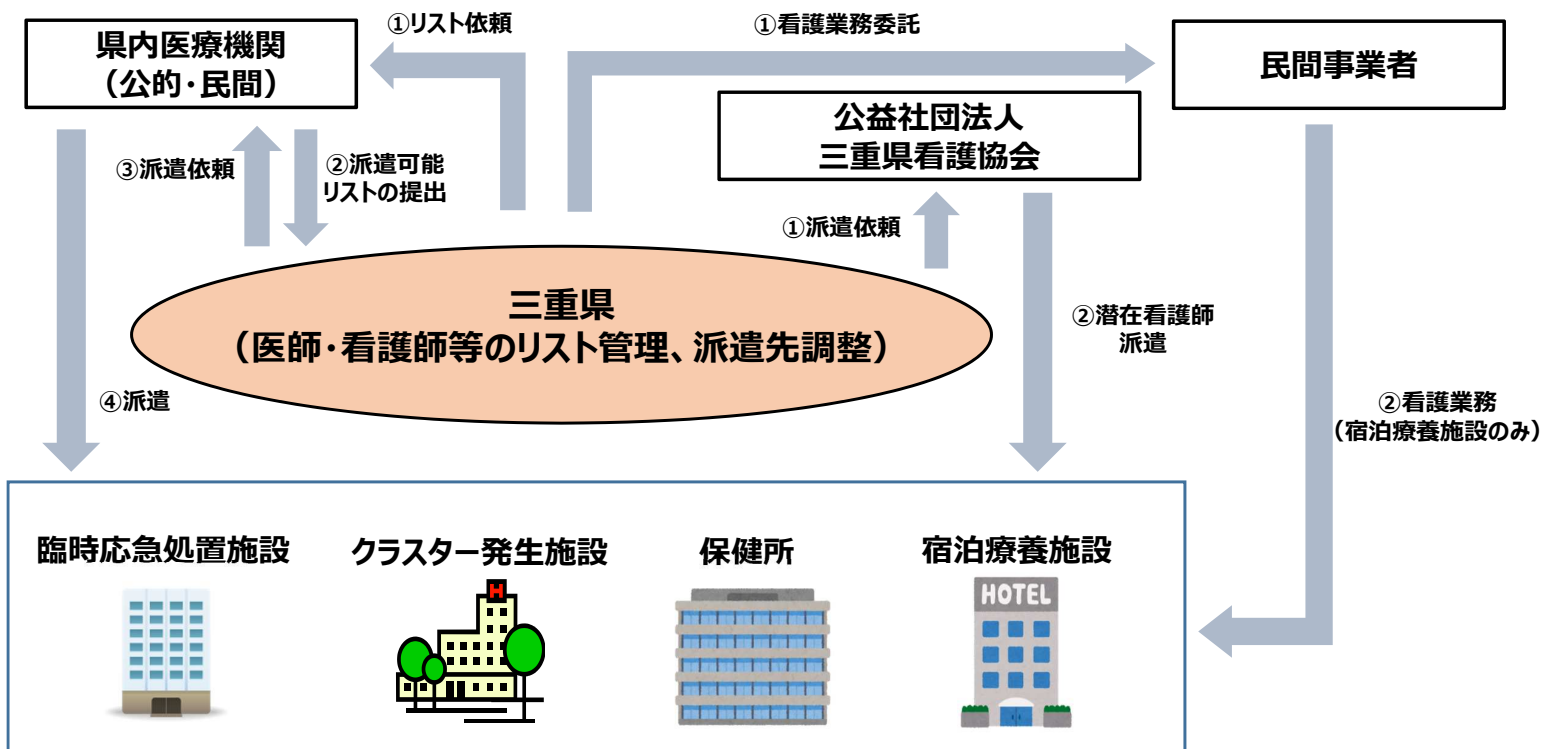
■ 医療人材確保

- 医療機関等からの医療従事者の派遣について、改めて関係機関と協議・調整し、派遣可能な人員についてリスト化
- 医療従事者の負担軽減と業務運営の効率化のため、職種間の業務分担の見直しや、清掃・消毒業務の民間事業者への委託等を関係機関に対し働きかけ
- 医療機関内の清掃等の業務を実施する県内民間事業者を対象とした研修会を実施し協力を依頼

98

④ 医療提供体制 ～医療人材確保等～

《医療人材確保等のイメージ》



医療機関等からの医療従事者の派遣について、改めて関係機関と協議・調整し、派遣可能な人員について、改めて関係機関と協議・調整のうえ事前のリスト化を検討

99

第2編 対策

1 第6波に向けた対策

(1) 予防・医療

⑤ 感染拡大防止対策

100

⑤ 感染拡大防止対策

■ 措置の実施

- 感染拡大の予兆を捉える**感染拡大防止アラート**を設定
感染拡大防止アラート発動後は、**予め設定した基準により迅速に対策実施**、感染拡大を抑制する

■ クラスターへの対応 感染者の急増時におけるクラスター対応が可能な体制を整備する

- 保健所、県対策本部、厚生労働省クラスター対策班が連携してクラスターを早期に収束
- 感染者急増時に備え保健所における疫学調査体制を強化
- 学校・事業所等の協力を得て濃厚接触者等の特定を行い、民間検査機関を活用した接触者検査を実施
- 高齢者施設等を対象とした研修を行い、ブレークスルー感染事例の共有を図るとともに、感染対策の継続について改めて周知徹底

101

⑤感染拡大防止対策

■ 外国人住民への対応

言葉の壁等により情報が届きにくい外国人住民に、正しい情報がわかりやすく、効果的に伝わる情報発信や啓発活動等を実施

- 県多言語情報提供ホームページ（MieInfo）等における多言語での情報提供の充実
- 多文化共生に関わる市民団体の知見やネットワークを活用し、チラシや動画、SNS等による啓発の強化
- みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）において、適切な情報提供、相談対応を行うため、保健所をはじめとする関係機関等との連携強化
- 感染者の急増に備え、保健所への多言語支援を迅速に行えるよう、公益財団法人三重県国際交流財団へ協力を要請
- 外国人を雇用する事業所に対して、抗原定性検査キットの積極的な活用を促し、感染者の早期発見、事業所における感染拡大防止を図る

102

⑤感染拡大防止対策

■ 県立学校の児童生徒への対応

感染防止と教育活動を両立させるための対策を一層進める

- 登下校や食事、休憩時間、着替えなど、場面の切り替わりにおける感染防止対策についても、「**県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン**」を踏まえて徹底
- 「発熱等風邪症状があれば自宅で休養」「PCR検査受検等の学校への連絡は速やかに」など、学校への感染拡大防止のため、**保護者にも協力いただきたいポイント**を改めて丁寧に周知
- 授業・行事について、**オンラインの活用**や実施内容・方法の変更など**予め複数の代替プランを準備し、感染拡大状況に応じた教育活動を円滑に実施**。オンラインの活用や感染拡大時の実施が難しい教育活動は、**時期を変更して実施**
- 部活動や寮・下宿**の生徒が、感染拡大時において、県外への移動が必要な場合、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、**PCR検査**の受検を推奨
部活動では、**PCR検査受検が必須の全国大会等に出場する際の費用**について支援
- 感染拡大時や入試時期に教育活動への影響を最小限に抑えるため、濃厚接触者の特定や検査**などが円滑に実施されるよう、引き続き、感染者や検査対象者の学校内での行動履歴等を把握し、必要な情報を提供するなど、**保健所等との連携に努める**
- 児童生徒の**学校外の利用施設や習い事**での感染防止対策について、**関係部署・関係機関と連携するとともに対応を要請**

※県立学校の児童生徒への対応は、市町教育委員会や私立学校にも情報提供

103

⑤ 感染拡大防止対策 ～感染拡大防止アラートと発動後の対応～

アラート発動後の具体的な基準と対応方針

① 感染拡大防止アラートの発動

〔基準〕 新規感染者数が2日連続17人以上

〔実施する措置〕 感染防止対策の再度の徹底について協力要請、感染状況に応じた感染防止対策の協力要請 等

② 三重県感染拡大阻止宣言の発出

〔基準〕 一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じ始める状態であり、右のいずれか1つに該当する場合

- ・直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数が8人以上
- ・病床使用率30%以上（入院者数137人以上）

〔実施する措置〕 ワクチン未接種や検査で陰性を確認できない場合に、県境を越える移動を避けることを要請、感染状況に応じた感染防止対策の協力要請 等

③ 三重県緊急警戒宣言の発出

〔基準〕 一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が大きくなりつつある状態であり、次のいずれか2つに該当する場合

- ・直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数が15人以上
- ・病床使用率30%以上（入院者数137人以上）
- ・重症者用病床使用率20%以上（重症者数10人以上）

〔実施する措置〕 飲食店等への営業時間短縮要請、会食における人数制限、感染状況に応じた感染防止対策の協力要請 等

④ まん延防止等重点措置の発出

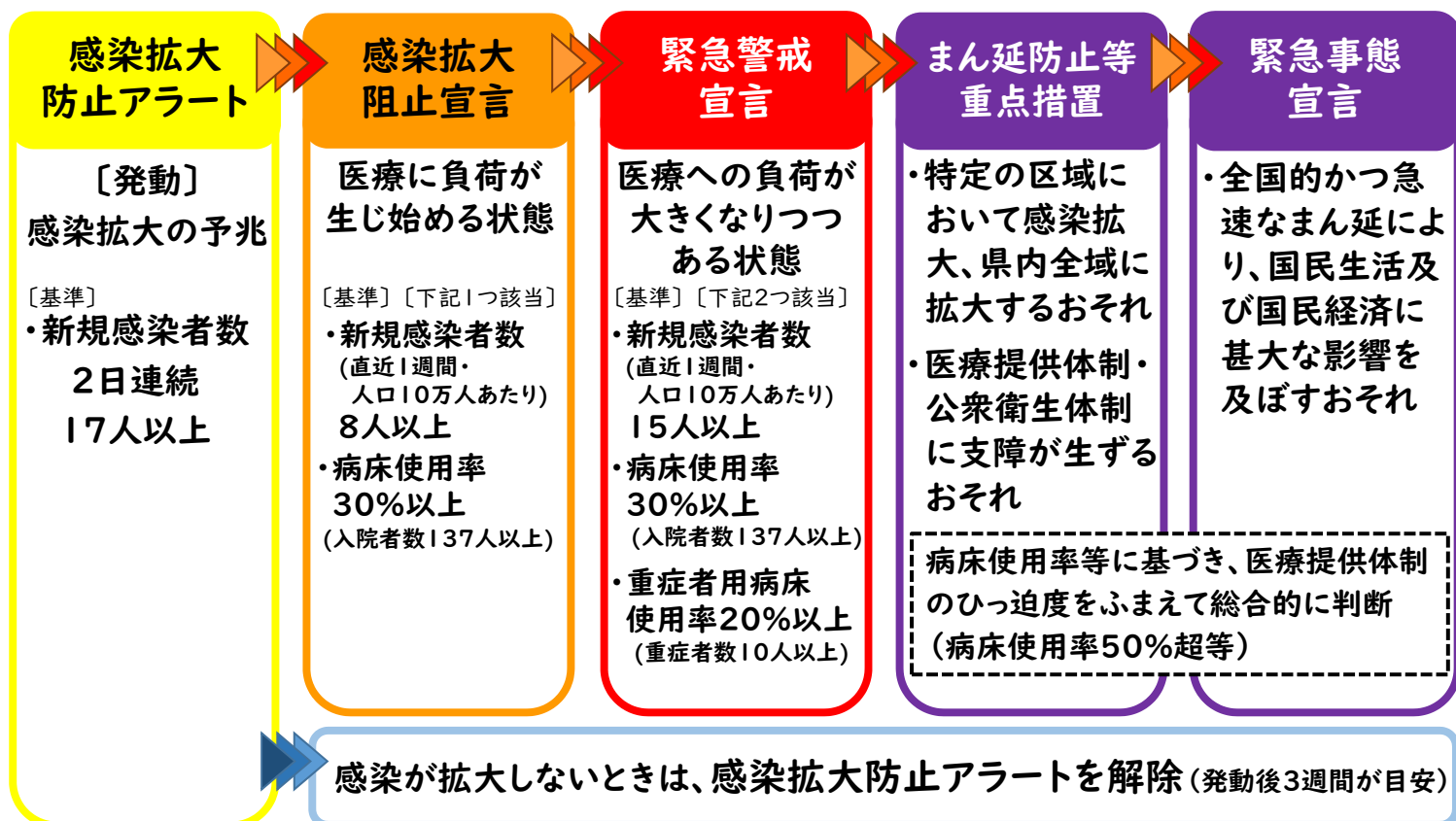
⑤ 緊急事態宣言

特定の区域において感染拡大、県内全域に拡大するおそれがある場合や、全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合など、病床使用率50%超等、医療提供体制のひっ迫度をふまえて総合的に判断

実施する措置は政府基本的対処方針に基づき決定

104

⑤ 感染拡大防止対策 ～感染拡大防止アラートと発動後の対応～



〈政府分科会「新たなレベル分類」との対応〉

レベル2

レベル3

105

⑤ 感染拡大防止対策 ～措置の実施時期～

第5波実績との比較シミュレーション

感染拡大防止アラート発動後、感染状況に応じて**早期に措置を発出し**、急激な感染拡大に対しても**迅速に対応**

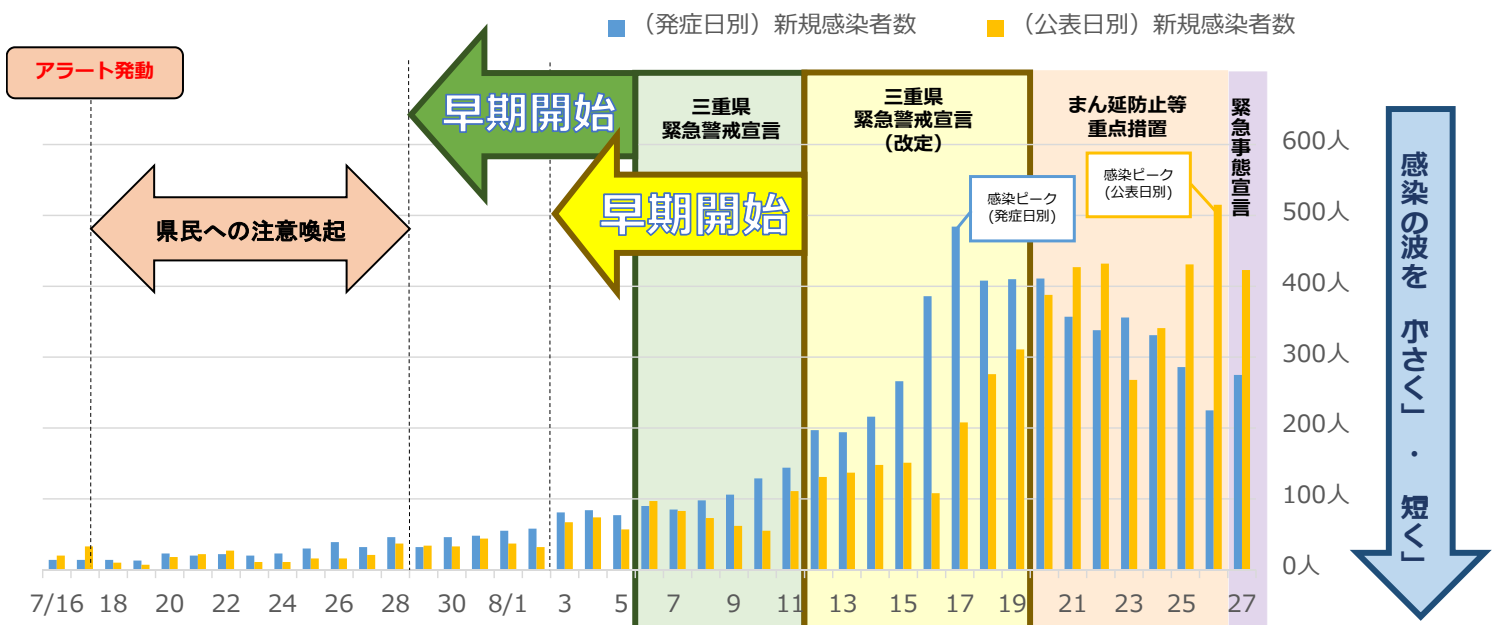
	第5波(実績)	早期対策(シミュレーション)	新規感染者数 /人口10万人あたり	病床占有率	重症病床占有率
7月29日	(※7/16,17⇒2日連続17人以上)	三重県感染拡大阻止宣言	8.24人	27.3%	10.0%
30日			9.48人	29.4%	10.0%
31日			11.34人	31.7%	8.0%
8月1日			12.53人	33.9%	8.0%
2日			13.43人	33.0%	8.0%
3日		三重県緊急警戒宣言【時短あり】	16.03人	36.9%	10.0%
4日			18.12人	37.2%	8.0%
5日			19.41人	40.8%	6.0%
6日	三重県緊急警戒宣言(時短なし)		23.03人	41.5%	6.0%
7日			25.23人	44.7%	12.0%
8日			27.26人	47.7%	16.0%
9日			28.95人	48.9%	20.0%
10日			28.28人	50.2%	20.0%
11日			30.36人	48.6%	20.0%
12日	三重県緊急警戒宣言【時短あり】		34.54人	50.0%	22.0%

106

⑤ 感染拡大防止対策 ～措置の実施時期～

第5波実績との比較シミュレーション

早期対策の実施により、**感染の波を「小さく」「短く」抑制**



107

ワクチン・検査パッケージ

感染対策と日常生活の回復の両立に向け、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置等の際にも、**ワクチン接種または検査結果の陰性を確認し感染リスクを低下させることにより**、飲食やイベント等の行動制限を緩和する

主な緩和内容

(感染状況等によりワクチン・検査パッケージを適用しないこともある)

店舗や会場等で以下のいずれかを確認

- ワクチン接種歴
2回目接種から14日以上
- 結果の陰性
 - ・PCR検査等
検体採取から3日以内
 - ・抗原定性検査
検査日から1日以内

緊急事態措置・まん延防止等重点措置等において想定される制限

飲食店	イベント ※3
5人以上の会食回避、カラオケ設備の利用自粛を要請(※1)	まん延防止等重点措置 人数上限:20,000人 緊急事態宣言 人数上限:10,000人
飲食店	イベント ※2
人数制限 カラオケ利用自粛を要請しない※2	人数上限:収容定員まで

- ※1 カラオケ設備の利用自粛は緊急事態措置のみ
 ※2 感染防止対策の第三者認証(あんしんみえリア)認証店が対象
 ※3 感染防止安全計画を策定した場合

第2編 対策

1 第6波に向けた対策

(1) 予防・医療

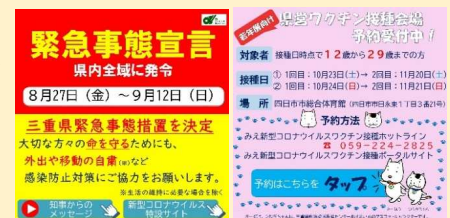
⑥情報提供

110

⑥情報提供

○感染状況などの**現状**、医療提供体制等の**安心情報**、ワクチンの副反応等の**正しい情報**、感染状況に応じた**注意喚起**、県民・事業者の皆様への**県からの要請等**、**必要な情報が必要な人に時機を逸せず届く**よう、さまざまな媒体を用いて情報発信を行う

- ・ 知事から県民への呼びかけ（感染状況、感染防止対策 など）
- ・ 県ホームページを随時更新、最新の情報を掲載
新型コロナウイルス感染症特設サイト、
みえ新型コロナウイルスワクチン接種ポータルサイト など
- ・ SNSを活用した情報発信
三重県新型コロナウイルス対策パーソナルサポート、
LINEを活用し新型コロナウイルスにかかる情報を発信
友達登録者数 約12万2千人（R3.12月現在）
- ・ 多言語での情報発信（ホームページ、SNSなど）



(LINEでの情報発信事例)

○感染状況に応じた行動を県民、事業者に促すため、感染拡大の予兆を捉える**感染拡大防止アラートの発動基準**や**県が行う措置の実施基準**を**予め公表**するとともに、より具体的に分かりやすく県民に県内の感染状況を伝えるため、**新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関別の確保病床数・入院患者数等を新たに公表**する

○県民に必要な情報が確実に届くよう、分かりやすい情報提供を行うとともに、引き続き積極的な情報発信を行う

111

第2編 対策

1 第6波に向けた対策

(2) 事業者支援

① 中小企業全般、飲食店等

① 中小企業全般、飲食店等

■ 事業継続・業態転換

○ 新型コロナ克服生産性向上・業態転換支援補助金

事業者が生産性向上や業態転換を図る経営計画を策定し、これを実現するための「三重県生産性向上や業態転換支援補助金」を募集し、商工団体や支援機関と連携して支援

【支援実績】 決定件数 730件
支給総額 11億1,595万円

【支援事例】 大手重工メーカーの取引先で航空機の機体組立を手掛ける事業者が、金属加工技術を生かし、アウトドアブランドを立ち上げ



○ 業態転換・事業再構築に向けた支援

▶ 「事業再構築ガイドブック」

県内外の事業再構築に関する取組事例を紹介するガイドブックを発刊

▶ ニュービジネスセミナーの開催

ガイドブック掲載企業経営者6名を講師に招聘し、セミナーを開催



① 中小企業全般、飲食店等

■ みえ安心おもてなし施設認証制度

○ 認証制度のねらい

- ▶ 三重県内で、安心してご飲食を楽しんでいただけの環境を整備するため、更なる認証店の拡大に取り組む
- ▶ 県内飲食店の利用を拡大し、地域経済の再生や活性化につなげる



みえリア認証店利用キャンペーン



○ 「ワクチン・検査パッケージ」の導入

- ▶ 政府が、第6波到来を見据え、感染再拡大期でも経済活動を継続できるよう、ワクチン接種証明や陰性証明書等を用いた行動制限の緩和措置を導入
- ▶ みえリアを取得し、県に登録した飲食店は、緊急事態措置等が発出される状況においても、**1テーブルあたりの人数を制限せず**

12月7日
から受付中!!



	みえリア非認証店	みえリア認証店	パッケージ登録店
緊急事態措置	● 時短要請20時まで ● 酒類の提供禁止	● 時短21時、酒類提供可 又は 時短20時、酒類提供禁止 ● 5人以上の会食回避を要請	● 左記に加えて 人数制限なし
まん延防止等重点措置	● 5人以上の会食回避を要請	● 時短なし、酒類提供可 又は 時短21時、酒類提供可 ● 5人以上の会食回避を要請	
緊急警戒宣言	● 時短要請20時まで ● 酒類の提供可 ● 5人以上の会食回避を要請	● 時短なし、酒類提供可 又は 時短21時、酒類提供可 ● 5人以上の会食回避を要請	

コロナ禍における事業者支援の概要

第6波到来時においても、県内の感染状況や中小企業等の経営環境をふまえて、引き続き事業者支援に取り組む予定

(1) 中小企業・小規模事業者等向け

(1) 事業継続・業態転換	① 新型コロナ克服生産性向上・業態転換補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者がアフターコロナを見据えた経営計画のもと、その実現に向けた取組を進めるための支援を継続 ・経営計画の策定やフォローアップの際、引き続き商工団体が事業者に伴走型で支援
	② 県内中小企業・小規模事業者の事業再構築	<ul style="list-style-type: none"> ・事業再構築の参考としていただくため、県内外の数多くのビジネスモデル事例を掲載した「事業再構築ガイドブック」を10月末に公表 ・10～11月に事業再構築に関するセミナーを合計5回、対面とオンライン形式のハイブリッドで実施
(2) 販路拡大	① 「三重のお宝マーケット」の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・「みえの食」の販路を拡大するため、県が運営する通販ポータルサイト「三重のお宝マーケット」を活用したキャンペーンを充実し、販売促進を図るとともに、県内事業者のECサイトの訴求力強化の支援を実施
	② 商談機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者ニーズ、商談スタイルの変化に合わせ、新たな日常に対応した商品開発の支援を行うとともに、国内外のバイヤーを招へいした商談会等を開催するとともに、県内地域商社と連携した販路開拓を実施

コロナ禍における事業者支援の概要

(3) 金融支援	① 中小企業融資制度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が事業継続に向けて経営の安定に必要な資金を調達する場合、借入にかかる事業者負担を軽減 ・金融機関等に対して、企業の実情に応じた最大限柔軟な資金繰り支援の徹底を要請
	② 三重県中小企業支援ネットワーク推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県内中小企業が借入を順調に返済し、事業を発展的に継続できるよう、経営改善コーディネーターが金融機関、商工団体などの関係機関と連携して、経営課題を抱える事業者の経営改善を支援
	③ みえ資本力強化プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済の核となる中小企業の事業再生・再成長に向けた資本力強化を図るため、官民の関係機関が一体となったプラットフォームによって、個別企業の実情に応じた資本支援を実施し、財務基盤の強化、経営改善を支援
(4) 雇用の維持・確保、働き方改革への支援	① 「雇用シェア」の普及・拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の雇用維持に苦慮している企業と労働力不足企業との間で雇用シェアが図られるよう、「みえ労働力シェアリング支援拠点」を中心にマッチング支援等を実施
	② 雇用調整助成金特例措置の延長・拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・段階的に縮減された「雇用調整助成金」の特例措置について、事業者の業況が回復するまでの当面の間、さらなる延長・拡充を図るよう、国に対して要請活動を実施
	③ テレワークの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業が多様な就労形態を導入することにより、雇用の確保につなげる。特に、テレワークの導入を促進するため、アドバイザーの派遣や相談窓口を設置

116

コロナ禍における事業者支援の概要

(2) 飲食店等事業者向け

(1) 協力金	① 飲食店時短要請等協力金	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に緊急事態措置、まん延防止等重点措置及び緊急警戒宣言が発出され、飲食店等に対する営業時間短縮が要請された場合に時短要請等協力金を速やかに支給 (目標) 申請受領後、概ね4週間で支給決定
	② 集客施設等時短要請協力金	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に緊急事態措置、まん延防止等重点措置が発出され、大規模集客施設等に対する営業時間短縮要請が行われた場合に時短要請等協力金を速やかに支給 (目標) 審査開始後、概ね4週間で支給決定
(2) 支援金	① 地域経済応援支援金	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店への時短要請、外出・移動自粛等が求められる場合に、県内事業者への影響にかんがみ、必要に応じて速やかに支援
	② 酒類販売事業者等支援金	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店への時短要請や酒類提供自粛等が求められた場合、国の月次支援金支給等の動向をふまつつ、関連事業者等を速やかに支援
(3) みえ安心おもてなし施設認証制度 (あんしん みえリア)		<ul style="list-style-type: none"> ・「あんしん みえリア」について、政府が導入を検討している「ワクチン・検査パッケージ」の動向をふまつつ、県内認証店舗の拡大と当該制度の的確な運用を図ることで、感染症拡大を防止し、県内の飲食店を安心して利用できる環境を着実に形成

117

第2編 対策

1 第6波に向けた対策

(2) 事業者支援

② 観光事業者

118

② 観光事業者

■ みえ安心おもてなし施設認証制度と旅行需要の喚起

○ 安心して旅行できる環境づくり

▶ 観光地での面的な認証

三重県内の観光地で安心して旅行ができる環境を整備するため、観光地での面的な認証施設の拡大に取り組む

▶ 認証取得に対するインセンティブの設定

「みえ得トラベルクーポン」事業への参加や旅行商品造成事業の立寄先を認証施設とすることで、認証取得へのインセンティブに



○ 「ワクチン・検査パッケージ」への的確な対応

▶ 観光分野については、Go To トラベル事業や地域観光事業支援といった観光需要喚起策におけるワクチン接種歴や検査結果の活用に向けて、国において、旅行会社が実施するツアーや宿泊施設におけるワクチン・検査パッケージの具体的な運用方法や留意点を定める「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」を策定

▶ このガイドラインには、商品造成・販売時や旅行・宿泊開始時点など各場面におけるワクチン・検査パッケージの運用方法や、旅行者が条件を満たさない場合の運用（対応）方法他が記載されている

▶ 今後、Go Toトラベル事業等において導入するワクチン・検査パッケージを活用した安全・安心な仕組みについては、このガイドラインに準拠



○ 旅行需要の喚起

▶ 旅行需要の平準化

「みえ得トラベルクーポン」の平日割引額を増加し、クーポン利用者の平日利用を促進することで旅行需要の平準化を図り、密を回避することで感染リスクを減少させる

▶ 中長期的な旅行需要喚起策

「みえ得トラベルクーポン」事業終了後の反動減対策や閑散期の需要喚起策の実施、国が実施するGo to トラベル事業の終了後の県独自の需要喚起策の実施

▶ 感染防止対策と旅行需要喚起の両立

旅行需要喚起施策の実施に際しては、観光事業者・旅行者双方の感染防止対策等の徹底を周知したうえで、感染状況を踏まえつつ、クーポンの利用及び発行を一時停止したり、対象範囲を変更するなど機動的な運用を行う

119

1 コロナ禍における事業者支援

(1) 観光事業者版あんしんみえリア

観光事業者版「あんしんみえリア」について、旅行需要喚起施策と連動した制度とすることで、県内認証施設の拡大を図るとともに、同制度の的確な運用を図ることで、感染症拡大を防止しつつ、県内観光地を安心して利用できる環境を着実に形成する

2 旅行需要喚起

(1) みえ得トラベルクーポン

「みえ得トラベルクーポン」の平日割引額を増額し、クーポン利用者の平日利用を促進することで旅行需要の平準化を図り、密を回避することで感染リスクを減少させる

(2) みえのあそキャン'21

県内のあそび体験の割引額を増額するとともに、2ヶ所以上周遊することでプレゼントに応募できる企画の強化を行い、利用を促進させる

(3) 旅行商品造成支援

県内旅行会社を対象に、県内旅行商品の造成および販売を支援。感染状況を踏まえつつ、対象を県内旅行から近隣府県にエリアを拡大

(4) ドライブプラン

県外からの周遊促進のため、高速道路の乗り放題と県内で使用できるお買物券をセットにしたドライブプランを開始